

案件

枚方市文化芸術振興計画の改訂版（素案）について

文化生涯学習課

1. 政策等の背景・目的及び効果

枚方市文化芸術振興計画（以下、「計画」という）は、平成29年3月に策定し、平成29年度から概ね10年間を計画期間としており、総合文化芸術センター（以下、「センター」という）が開館し、本格的に稼働する中間年度に、一部見直しを実施することとしています。

今回、センターが開館してから2年が経過したことなどを踏まえ、枚方市文化芸術振興審議会（以下、「審議会」という）へ計画の改訂について諮問し、審議会において基本的な施策の取り組みの方向性に係る主な取り組みを中心に検証を行い、同計画の改訂版（素案）が示されましたので、市民意見聴取を行うにあたり、その内容を報告するものです。

2. 内容

（1）計画の概要

計画は、平成26年に施行された枚方市文化芸術振興条例に基づき、同条例に定める基本施策を総合的に実施するために策定されたもので、本計画に基づき具体的な事業を推進することで、本市の文化芸術を振興し、喜びと活気にあふれ、いきいきとした魅力ある地域社会の実現を目指すものです。

(2) 改訂版の見直しに係る主な内容

改訂版（素案）における主な変更内容としては、これまでの計画における理念や方向性を継承しつつ、文化芸術基本法の改正や新型コロナウイルス感染症の影響、センターの本格稼働など、計画策定後において、本市における文化芸術の取り巻く状況の変化などを踏まえ、下表のとおり見直しを行います。

主な取り組み	見直し理由	項目
総合文化芸術センターでのデジタル技術を活用した文化芸術事業の実施【追加】	センターの開館や新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、実演芸術の推進に加え、映像や動画配信などデジタル技術を活用した鑑賞機会の充実・拡充や文化芸術事業の発信、普及を図っていくため。	I-1
国内外の友好都市をはじめとする他都市との音楽や絵画などの文化芸術を通じた相互交流を実施し、市民の国際文化理解や観光を推進【変更】	文化芸術基本法において、「観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策の有機的な連携が図られるよう配慮」することが規定されたことにより、計画に盛り込まれていない「観光」「まちづくり」について、文化芸術を活用した取り組みを図っていくため。	I-5
本市の歴史や風土、伝承文化などの観光にも資する地域資源を題材にした文化芸術事業の推進【変更】		II-2
枚方市駅周辺地域のまちづくりの活性化に繋がる周辺施設等との連携事業の実施【追加】		III-1
美術施策の推進に関する基本的な考え方の策定【削除】		「美術施策に関する基本的な考え方」を平成30年4月に策定したため。
デジタル技術の進展に応じた多様な情報発信手段の活用【追加】	デジタル田園都市国家構想交付金を活用し、センターや生涯学習市民センターにフリーWi-Fi やタッチパネル式のデジタルサイネージを導入することなどを踏まえ、今般の急速なデジタル技術の進展による、多様な情報発信手段の活用を図っていくため。	III-4

参考資料1 枚方市文化芸術振興計画【改訂版】（素案）

参考資料2 枚方市文化芸術振興計画「主な取り組み」の新旧対照表

（3）市民意見聴取について

①意見募集期間

令和5年12月7日(木)から令和5年12月26日(火)まで（20日間）

②意見募集方法

市内公共施設18施設に意見回収箱を設置するとともに、市ホームページの入力フォーム（Logoフォーム）、郵便、ファクス、電子メールでも受け付けます。

3. 実施時期等

令和5年（2023年）	11月	総務委員協議会へ報告（改訂版（素案））
	12月	市民意見聴取の実施
令和6年（2024年）	2月	総務委員協議会へ報告（改訂版（案））
	3月	審議会の答申 計画改訂

4. 総合計画等における根拠・位置付け

- ① 基本目標 一人ひとりの成長を支え、豊かな心を育むまち
施策目標17 誰もが文化芸術やスポーツなどに親しみ、学び、感動できるまち
- ② 計画の推進に向けた基盤づくり
計画推進3 持続可能な行財政運営を進めます



5. 関係法令・条例等

文化芸術基本法

第5次大阪府文化振興計画

枚方市文化芸術振興条例

6. 事業費・財源及びコスト

《事業費》 285千円

支出内訳 枚方市文化芸術振興審議会に係る委員報酬 285千円 (9.5千円×3回×10人)

《財 源》 一般財源：285千円

枚方市文化芸術振興計画

【改訂版】

素案

令和6年●月

枚 方 市

目次

第1章 計画の概要及び改定趣旨

- 1 計画改定の趣旨
- 2 文化芸術振興の担い手と計画の位置付け
 - (1) 文化芸術振興の担い手
 - (2) 計画の位置付け

第2章 文化芸術を取り巻く状況

- 1 文化芸術に関する国・大阪府の動向
 - (1) 国の動向
 - (2) 大阪府の動向
- 2 枚方市における文化芸術の現状
 - (1) 本市における人口の推移
 - (2) 本市における文化芸術活動の状況
- 3 基本的な施策の取り組みの総括と今後の課題
 - (1) 基本的な施策の取り組みの総括
 - (2) 今後の課題

第3章 目指すまちの姿と文化芸術振興の基本的な考え方

- 1 目指すまちの姿
- 2 文化芸術振興の基本的な考え方
 - (1) 人が結びつく豊かな地域社会の実現に向けた文化芸術の振興
 - (2) まちの魅力を創出し、まちへの愛着を深める文化芸術の振興

第4章 文化芸術振興施策

- 1 施策推進における基本理念及び施策の体系
- 2 基本的な施策と取り組みの方向性

第5章 計画の推進

- (1) 計画期間
- (2) PDCA サイクルによる計画の進捗管理

■参考資料

1 アンケート調査集計結果

第1章 計画の概要及び改定趣旨

1 計画改定の趣旨

私たちのまち枚方は京都、大阪、奈良の中間に位置し、古くから豊かな文化を育んできました。古代には、百済王氏が移り住み、異国文化の彩りを添え、平安期には、渚院が和歌の舞台となり、江戸時代には、宿場町として賑わい、もてなしの文化が培われ、近代には、鉄道事業者により大阪美術学校が誘致され、多くの美術家を輩出してきました。戦後、ベッドタウンとして発展する中で、プロやアマチュアを問わず、市民による主体的な文化芸術活動が活発化し、市は生涯学習施設の整備や文化事業の実施、市民活動の支援などを行い、市民とともに積極的に文化施策を展開してきました。また、五つの大学が所在し、学生が学び、暮らす学園都市を形成してきました。

このような背景のもと、枚方では、音楽をはじめ、演劇、美術など多彩な文化芸術活動が長く継続され、まちの大きな特色となっています。

本市では、まちの特色である市民の活発な文化芸術活動を礎として、このまちを舞台に、市民一人ひとりが文化芸術活動の主役として、喜びと誇り、愛着を感じられるような文化芸術に満ちあふれたまちを築き上げるため、平成26(2014)年3月に「枚方市文化芸術振興条例」を制定しました。

その後、平成29(2017)年3月に文化芸術振興条例に規定する基本施策を総合的に実施するため「枚方市文化芸術振興計画」を策定し、この計画に沿った具体的な事業を推進することで、本市の文化芸術を振興し、喜びと活力にあふれ、いきいきとした魅力ある地域社会の実現を目指してまいりました。

令和3(2021)年8月には本市の文化芸術の拠点施設である枚方市総合文化芸術センターを開館するなど、本市の文化芸術を取り巻く状況や社会情勢の変化を踏まえ、令和6(2024)年度から令和10(2028)年度までの5年間の計画内容として改定版を策定するものです。

2 文化芸術振興の担い手と計画の位置付け

(1) 文化芸術振興の担い手

文化芸術は、生活に喜びや生きがい、明日への希望を踏まえ、また、自分らしさや個性、感情などを自由に表現できる寛容さがあります。

自ら表現(出演・発表)することによる達成感はもとより、一見受け身に見える文化芸術公演や展覧会を鑑賞することで得る感動も能動的・主体的な営みです。

そうした点から、市が一方向的に文化芸術施策を実施し、他の主体がそれを享受するのではなく、市民、芸術家、事業者、大学、団体等が協力・連携しながら積極的に参画することが重要であると

考えます。

そこで、本計画では、それぞれの主体の役割について、以下のとおり規定し、文化芸術の振興へとつなげていきます。

① 市民の役割

文化芸術活動（文化芸術を鑑賞し、参加し、創造し、発表・発信する活動をいう。以下同じ。）の主役は市民であり、市民が積極的に文化芸術に関わり、主体的に文化芸術活動を行うことがさらなる文化芸術の振興につながります。市民には、それぞれが文化芸術活動を通じて、互いに理解し、尊重し、交流を深め、その活動の発展に努めることで文化芸術の振興における役割を果たすことが期待されます。

② 芸術家の役割

芸術家は、自らが文化芸術活動を行うことにより、本市の文化芸術を牽引し、文化芸術の振興に大きく寄与しています。文化芸術は、地域における人々の交流を促進し、様々な分野に影響を及ぼす力を持っており、まちの活性化を図る上で大きな役割を果たします。芸術家は、自身の文化芸術活動がそれらの原動力となり得ることを理解し、その知識や技能の教授など専門性を活かした活動を行うなど、他者との関わりの中で文化芸術の振興における役割を果たすことが期待されます。

③ 事業者、大学及び団体等の役割

事業者や大学、団体等（学校園や文化芸術団体などを含む。以下同じ）も地域社会の一員でまちづくりの主体です。事業者による企業メセナなどの文化芸術に関する地域貢献活動などは、文化芸術の振興に寄与するものです。そこで、文化芸術活動を行うものに対して、事業者、大学及び団体等が直接的または間接的な支援に努めることで文化芸術の振興における役割を果たすことが期待されます。

④ 市の役割

市は、市民の文化芸術活動の裾野の拡大に取り組むなど文化芸術の振興を図るために、国や大阪府と連携し、本市の特性に応じた文化芸術の振興に関する施策を実施します。

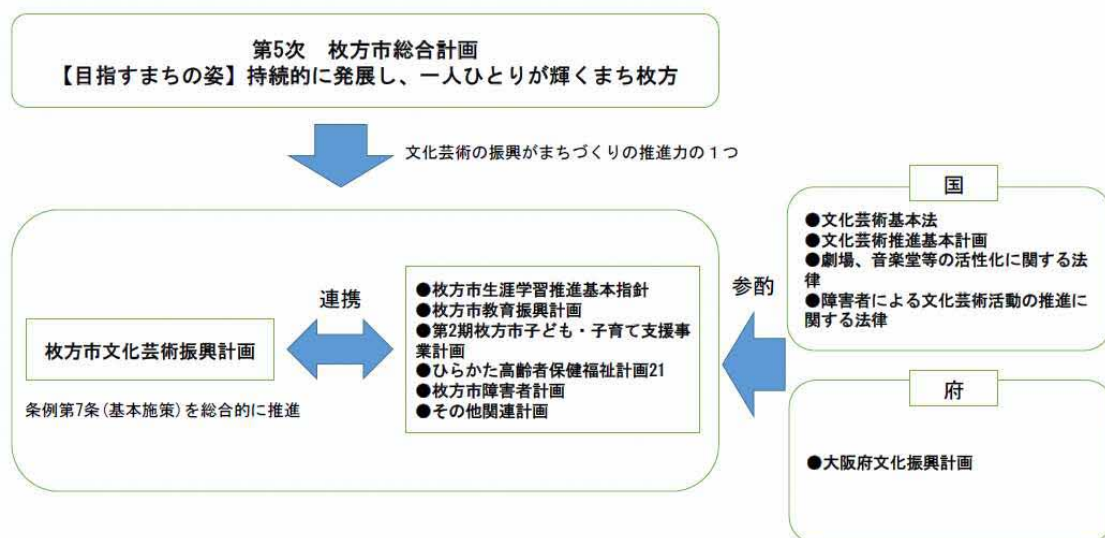
また、市は、文化芸術活動を行うための場や機会を作り、市民、芸術家、事業者、大学及び団体等をつなぐ役割を担うとともに、地域における人材や情報等の様々な資源を活用し、文化芸術を生かしたまちづくりを進めていきます。

(2) 計画の位置付け

本計画は、枚方市文化芸術振興条例第7条に規定する基本施策を総合的に実施するため、同条例第8条の規定に基づき策定するものであり、上位計画である「第5次枚方市総合計画」と整合性を図り、枚方市生涯学習推進基本指針など関連する指針・計画との整合性を図っています。

また、本計画の改定版の策定にあたっては、文化芸術基本法に則るとともに、国の文化芸術に関する施策に関する基本的な計画である「文化芸術推進基本計画」や府が定める「第5次大阪府文化振興計画」などを参酌するものです。

<計画の関連図>



第2章 文化芸術を取り巻く状況

1 文化芸術に関する国・大阪府の動向

(1) 国の動向

① 文化芸術振興基本法の一部改正

文化芸術全般にわたる基本的な法律として、平成13(2011)年に「文化芸術振興基本法」が成立して以降、少子高齢化やグローバル化の進展など社会の状況が著しく変化する中で平成29(2017)年6月に「文化芸術振興基本法」の一部が改正され、新たに「文化芸術基本法」として公布・施行されました。

今回の改正では、「年齢・障害の有無又は経済的な状況」にかかわらず等しく文化芸術の鑑賞等ができる環境の整備や、我が国及び「世界」において文化芸術活動が活発に行われる環境を醸成すること、また、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の関連分野との連携により、文化芸術の新たな価値を創出し、社会全体で文化芸術を尊重し大切にす機運の醸成を行うこととしています。

② 文化芸術推進基本計画(第2期)の閣議決定

文化芸術基本法において、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、政府が定めなければならないこととされている基本的な計画として、令和5(2023)年度から5か年を対象とした第2期計画が令和5(2023)年3月24日に閣議決定されました。

主な内容としては、「文化芸術基本法」に基づき策定された第1期計画の中で掲げられている「目標」を基本的に踏襲し、文化芸術の創造・発展・継承と教育・参加機会の提供、創造的で活力ある社会の形成、心豊かで多様性のある社会の形成、持続可能で回復力のある地域における文化コミュニティの形成を行うことが掲げられています。

また、目標の推進にあたっては、ポストコロナの創造的な文化芸術活動の推進、文化資源の保存と活用の一層の促進、文化芸術を通じた次代を担う子供たちの育成、多様性を尊重した文化芸術の振興、文化芸術のグローバル展開の加速、文化芸術を通じた地方創生の推進、デジタル技術を活用した文化芸術活動の推進を行うこととしています。

③ 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の制定

障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的に、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が平成30(2018)年6月13日に公布・施行されました。

本法律では、文化芸術基本法、障害者基本法の基本的な理念に基づき、障害の有無にかかわらず、文化芸術を鑑賞・参加創造することができるよう障害者による文化芸術活動を幅広く促進することが基本理念として規定されました。

④ 劇場、音楽堂等の活性化に関する法律の制定

心豊かな国民生活及び活力ある地域社会の実現並びに国際社会の調和ある発展に寄与することを目的として、平成24(2012)年6月に「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」が施行されました。

本法律では、劇場・音楽堂等の活性化を図ることにより、我が国の実演芸術の水準の向上等を通じて実演芸術の振興を図るため、劇場・音楽堂等の事業、関係者並びに国及び地方公共団体の役割、基本的施策等を定めています。

(2) 大阪府の動向

大阪府においては「大阪府文化振興条例」(平成17(2015)年4月施行)の制定により、府が文化振興に取り組む基本姿勢を明確にし、平成18(2016)年3月に同条例第6条に基づき「おおさか文化プラン(第1次大阪府文化振興計画)」を策定し、文化施策を進めてきました。

令和3(2021)年3月には、これまでの計画における理念や方向性を継承しつつ、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた文化芸術活動に対し、今後も感染状況を踏まえながら、文化振興と感染対策の両立を図り、必要に応じて柔軟かつ迅速な施策の推進に積極的に取り組むことなどを、令和3(2021)年度から令和7(2025)年度までの計画として、「第5次大阪府文化振興計画」を定めました。

2 枚方市における文化芸術の現状

(1) 本市における人口の推移

本市では、戦後4万人であった人口が、昭和30年代以降には倍増し、こうした人口の急激な増加に伴い、新たに移り住んだ若い世代を中心に文化・学習活動が活発に展開されてきたという背景があります。そのため、以下に示す本市の人口推移やその見通し、さらには文化芸術活動の現状を踏まえた上で、文化芸術の振興に関する諸課題を整理する必要があります。

本市の人口は、昭和60年(1985)以降、それまでの大幅な増加傾向から微増傾向となり、平成24(2012)年度をピークにその後は減少に転じ、微減傾向が続いています。年齢別性別人口表(令和4(2022)年10月1日現在)によると、65歳以上の比率は28.7%とすでに超高齢社会を迎えており、0~14歳の比率は12.0%となっています。

また、枚方市人口推計調査報告書(令和2(2020)年2月)によると、本市の将来推計人口は、令

和元(2019)年から令和11(2029)年までに約1万7,400人の減少、令和31(2049)年までに約8万7,600人の減少が予想されています。加えて、65歳以上の比率は、今後も割合が増加することが見込まれています。一方で、0～14歳の比率については、今後さらに減少傾向が見込まれ、本市においても少子高齢化がさらに進行することが予想されています。

また、令和2(2020)年度の国勢調査によると、1世帯あたりの人員は、2.21人と年々減少傾向にあり、核家族化が進んでおり、その中でも高齢者のみの世帯となる一人暮らし世帯、夫婦のみの世帯ともに、大幅な増加傾向にあります。

(2) 本市における文化芸術活動の状況

① 文化芸術活動の歴史

昭和24(1949)年に枚方遊園地(現ひらかたパーク)において、第1回総合文化祭が開催され、芝居や浄瑠璃の発表、日本画、洋画、陶芸などの出品、和歌や俳句の発表などが行われました。昭和30年代以降、当時、東洋一といわれた香里団地などの建設による住民の増加を背景として、美術や音楽、演劇、舞踊などを楽しむ市民が増加し、こうした市民の文化芸術活動へのニーズの高まりを受け、昭和40(1965)年に市民会館本館を、昭和46(1971)年には市民会館大ホールを開館し、総合文化祭の会場にもなりました。昭和55(1980)年には、大阪府内の公立ギャラリーとしては早い時期に市民ギャラリーを開設し、昭和62(1987)年には戦前、多くの美術家を輩出した大阪美術学校跡地に、全国的にも稀少な創作活動を中心とした施設として御殿山美術センター(現御殿山生涯学習美術センター)を開設しました。このほかにも、市内には、公益財団法人の美術館である天門美術館があり、故・池田遊子氏の作品などを公開しています。また、昭和57(1982)年からは楠葉公民館(現楠葉生涯学習市民センター)の建設をはじめとして、地域での市民の自主的な文化芸術活動を支える生涯学習施設を順次整備しました。

② 市内9箇所の生涯学習市民センター

市内9箇所の生涯学習市民センターは、市民にとって最も身近な文化芸術活動の場として活発に利用され、同施設の利用者は年間延べ人数で約72万人を数えるに至っています。生涯学習市民センターと総合文化芸術センターで活動している音楽や演劇、美術などの文化芸術分野の登録団体数は、約1,400団体で、その登録会員数は約2万人に達しています。市民ギャラリーなどの美術施設は、プロ・アマチュアの市民が絵画、写真、陶芸など多彩な分野での展覧会に利用されていましたが、令和3(2021)年に開館した総合文化芸術センターに併設された美術ギャラリーに集約され、最新の設備を備えた展示施設として、新たにスタートしました。

③ 市内の文化芸術団体

市内には公設合唱団の枚方市少年少女合唱団や都山流尺八の宗家によって三曲合奏の普及がされたという歴史をもつ三曲協会、枚方を代表するイベントとして定着している「ひらかた人形劇フェスティバル」を企画・開催する人形劇連絡会をはじめ、合唱協会や吹奏楽協会、演劇連盟、工芸会など、様々な分野で横断的に活動する市民の文化芸術団体が組織されています。

また、中学・高校の吹奏楽部や市民団体などが一堂に会する「ひらかた吹奏楽フェスティバル」や大規模な合唱祭である「ひらかた市民合唱祭」は、40年近くにわたり開催されてきました。

令和3(2021)年度からは本市の文化芸術の拠点施設である総合文化芸術センターにおいて、市民の文化芸術活動の裾野をさらに広げ、各団体の横断的な連携を強化するため「市民総合文化祭」を開催し、これまでの「市民合唱祭」や「吹奏楽フェスティバル」などに加えて、人形劇や演劇、クラシック音楽など、多彩なジャンルの発表を行っています。こうした状況からも身近な公的施設において市民の恒常的な文化芸術活動も定着しているといえます。

また、市内には文化財など数多くの歴史遺産や、地域の伝統的な行事や祭りなどの文化資源が残されており、様々な分野において、これらの文化資源を活かした取り組みも進められています。

④ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大

令和2(2020)年初頭から新型コロナウイルスの世界的な規模での感染拡大が進み、同年2月末、大規模感染のリスクを回避するため、多くの人々が集まるような全国的な文化イベント等については、中止、延期又は規模の縮小等を求める要請が政府から全国の地方公共団体および文化芸術団体に対してなされました。本市では、新型コロナウイルスの感染拡大で活躍の場が失われている状況を踏まえ、若手アーティストに発表の機会を提供する「アーツプラウト」事業をWEBで配信するなど、ICTを活用した事業にも取り組みました。

⑤ 文化芸術活動の拠点施設である総合文化芸術センターの開館

令和3(2021)年8月には、多彩な文化芸術の鑑賞、創造及び普及活動並びに文化芸術の振興を支える人材の育成を推進し、本市の文化芸術の振興を図るとともに、人々の交流の促進や都市の魅力向上に寄与する施設として、総合文化芸術センターを開設しました。同センターでは、市と指定管理者が手を携え、市民の日ごろの文化芸術活動の発表機会の充実や、魅力的で多彩な事業を実施することで、文化芸術の裾野を広げ、多くの人々の交流や賑わいの創出に取り組んでいます。

今後も身近な市の施設である生涯学習市民センターと共に市民の文化芸術活動を支えていくとともに、文化芸術活動の拠点施設である総合文化芸術センターにおいて、さらなる文化芸術の振興を図っていく考えです。

⑥ 枚方市SDGs取組方針の策定

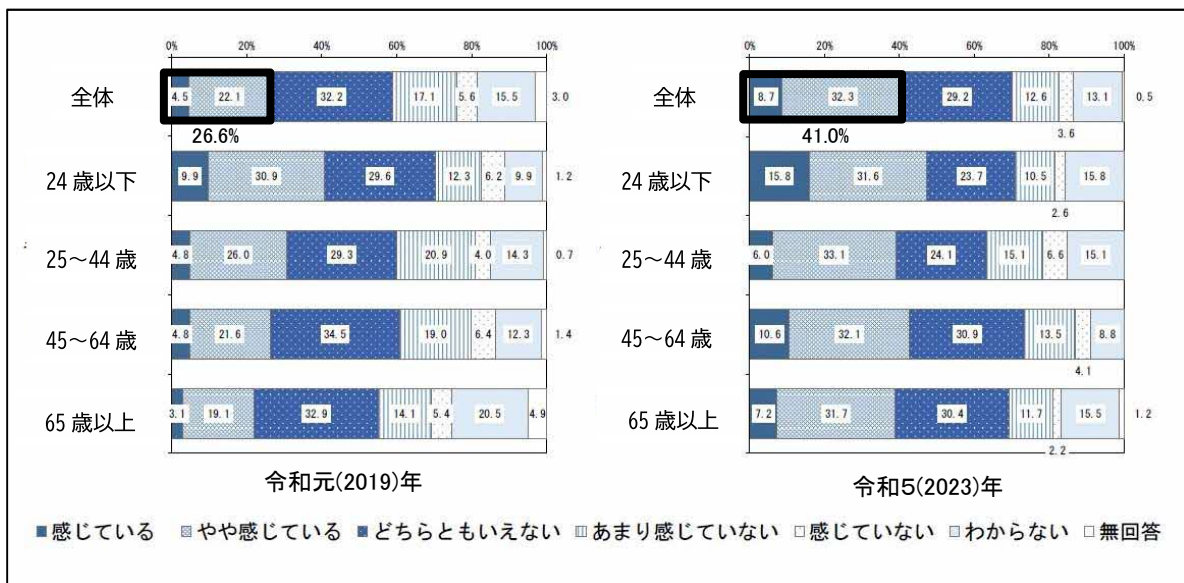
持続可能な開発目標(SDGs : Sustainable Development Goals)は令和元(2019)年9月の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」で設定された、令和12(2030)年を年限とする国際目標であり、誰一人取り残さない持続可能な社会の実現のため、17の目標、169のターゲットが定められています。

本市においても、令和3年(2021)7月に策定された「枚方市SDGs取組方針」に基づき、文化芸術施策を推進し、めざすべきまちの姿の実現に向けて取り組んでいきます。

⑦ 枚方市市民意識調査の結果

計画策定以降、さらなる文化芸術の振興に向けて、市民の文化芸術活動の機会の充実や文化芸術に対する市民の関心を深めるための普及啓発など、地域の文化芸術団体との連携も図りながら、様々な取り組みを進めてきました。

また、令和3(2021)年度からは総合文化芸術センターが開設したことにより、その取り組みを充実させました。その結果、令和5(2023)年に実施した「枚方市 市民意識調査」において、文化芸術に親しめる環境が整っていると答えた市民の割合が41.0%となり、令和元(2019)年の調査結果の26.6%を大きく上回る結果となりました。



3. 基本的な施策の取り組みの総括と今後の課題

(1) 基本的な施策の取り組みの総括

計画に基づく施策の取り組み状況について、平成 29(2017)年度から令和 4(2022)年度に行った施策の柱ごとにおける事業実績や課題等を以下のとおり総括しました。

施策の柱Ⅰ：文化芸術活動を通じて交流するまち

基本的な施策	主な取り組み	主な実施内容
①市民の文化芸術活動の機会の充実	文化芸術活動の拠点施設(現市民会館・(仮称)総合文化芸術センター)での優れた文化芸術の実施	世界的アーティストによる公演や大阪フィルハーモニー交響楽団による定期演奏会、文化芸術アドバイザーによる事業を実施
	地域の文化芸術活動を支える施設(生涯学習市民センターなど)での地域の特性に応じた文化芸術事業の実施	地域住民が参画する各生涯学習市民センターの活動委員会などにおいて文化芸術事業等を実施
	市民が創作・練習し、発表する場の提供や発表に伴う相談・助言などのサポートの実施	市民が創作・練習する場として生涯学習市民センター(9ヶ所)、発表の場・発表に伴う相談の場として総合文化芸術センターを提供
	文化芸術の交流促進に関する支援	合唱・吹奏楽・舞踊など個別で開催していたイベントを「市民総合文化祭」に集約し団体間の交流を図る
	文化芸術振興に係る基金制度の活用	枚方市こども夢基金を活用した文化芸術事業を実施
②子どもや若い世代の文化芸術活動の機会の充実	子どもや若い世代を対象にした鑑賞事業や体験・参加型ワークショップ事業の実施	若い世代を対象にした演劇や能楽のワークショップ等を実施
	未就学児が参加できる文化芸術事業の実施・支援	未就学児が参加できる文化芸術事業を総合文化芸術センターや生涯学習市民センターなどで実施
	文化芸術公演等における子どもや若い世代に対する料金等の優遇措置	総合文化芸術センターにおいて学生料金を設けた公演や子ども無料公演を実施
	子どもや若い世代が創作・活動し、その成果を発表する機会の創出	「市内高校合同美術展」や「小・中学生絵画コンクール」などを開催し発表の機会を創出
	子どもや若い世代を対象とした文化芸術事業を実施する団体等への支援	市内高校演劇部の地区大会の会場提供や「ひらかた人形劇フェスティバル」に対する支援などを実施

③学校教育における文化芸術活動の機会の充実	文化芸術活動の拠点施設(現市民会館・(仮称)総合文化芸術センター)での芸術鑑賞会の開催	中学1年生を対象とした「中学校オーケストラ鑑賞事業」の実施
	学校へのアウトリーチ公演による鑑賞事業や体験学習の実施	小学5・6年生を対象とした「小学校アウトリーチ事業」の実施
	授業等において自ら創作・活動した成果を発表する機会の創出	文化芸術アドバイザーによる演劇手法を用いた「コミュニケーション授業」の実施
	芸術家等と学校等との連携による芸術鑑賞会や体験学習の実施に対する連携支援	大阪フィルハーモニー交響楽団の演奏家の指導を受け発表会を実施する「枚方ジュニアウインドオーケストラ」を創設
④障害者等が活発に文化芸術活動を行うことができる環境の整備	障害者や高齢者、子育て中の保護者などが参加しやすい鑑賞事業や体験・参加型ワークショップ事業の実施	地域子育て支援拠点において未就学児を対象とした事業や総合福祉センターにおいて文化祭を実施
	福祉施設や病院等へのアウトリーチ事業の実施	子ども発達支援センターで五嶋みどり氏などによるアウトリーチを実施
	障害者や高齢者、子育て中の保護者などが自ら創作・活動した成果を発表する機会の創出	むらの高等支援学校の生徒を対象にしたヴァイオリン等の楽器指導及び五嶋みどり氏との発表会を実施
	文化施設の状況に応じたバリアフリー化の検討の推進	バリアフリーに配慮し総合文化芸術センターを整備
	(仮称)総合文化芸術センターにおいて小さな子ども連れの方や障害者が気軽に鑑賞できる諸室や設備の設置	総合文化芸術センターに多目的室(親子室)や保育室等を設置
⑤国内及び国外の文化芸術活動を行うものとの連携及び交流	他都市の文化施設との連携による共同制作・巡回公演等の実施	KAAT 神奈川芸術劇場などと演劇公演等による連携を実施
	海外の優れた芸術家を招聘した文化芸術事業の実施	総合文化芸術センターでピアニストのランランやウィーン少年合唱団などを招聘し事業を開催
	市民文化芸術祭の開催などによる文化芸術団体相互の交流の促進	合唱・演劇・吹奏楽・人形劇などの各市内文化団体と連携し「市民総合文化祭」を実施
	国内外の友好都市との音楽や絵画などの文化芸術を通じた相互交流の実施	物産展等を通じて友好都市との文化イベント事業を実施

<施策の評価>

- 「市民の文化芸術活動の機会の充実」において、計画期間当初は大規模な発表や本格的な舞台公演の鑑賞機会の確保が大きな課題となっていたが、令和3(2021)年8月に総合文化芸術センターが開館し、令和4(2022)年度には音楽や演劇、伝統芸能など約100事業を実施するなど、市民に優れた文化芸術事業を数多く提供している。

- 「子どもや若い世代の文化芸術活動の機会の充実」、「学校教育における文化芸術活動の機会の充実」において、豊かな感性や創造性・人間性を育む大切な時期に、優れた文化芸術に触れることは重要であるため、本計画の重要な施策として事業を進めており、教育委員会と連携して、枚方市アーティストバンクに登録している若手アーティストを小学校に派遣し、小学校を卒業するまでに必ず文化芸術を体験できるアウトリーチ事業や、全ての市立中学校1年生が総合文化芸術センターに訪れ、市と連携協定を締結している大阪フィルハーモニー交響楽団の演奏を鑑賞する機会の創出等を行っている。
- 「障害者等が活発に文化芸術活動を行うことができる環境の整備」において、総合文化芸術センターにヒアリンググループの導入や大ホール等の舞台にバリアフリーで上がることができるようにするなど、障害者や高齢者に配慮したバリアフリーを意識した整備を実施した。また、ソフト面においては枚方出身の世界的ヴァイオリニストの五嶋みどり氏が理事長を務めるNPO法人「ミュージック・シェアリング」と令和3(2021)年11月に連携協定を締結し、むらの高等支援学校や枚方支援学校、市立ひらかた子ども発達支援センターと連携し、支援の必要な子どもたちに対して、演奏や鑑賞を支援する取り組みを実施した。
- 「国内及び国外の文化芸術活動を行うものとの連携及び交流」において、新型コロナウイルス感染症の影響で長らく文化芸術による連携等が困難であったが、新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことを踏まえ、県所管のホールと連携した演劇公演や海外から著名なアーティストを招聘し音楽事業を実施した。

施策の柱Ⅱ：文化芸術を育み、発信するまち

基本的な施策	主な取り組み	主な実施事業
⑥文化芸術に対する市民の関心及び理解を深めるための普及啓発	文化芸術活動の拠点施設(現市民会館・(仮称)総合文化芸術センター)で気軽に参加できる多彩なジャンルの文化芸術事業の実施	総合文化芸術センターにおいてワンコインコンサートなど低価格の文化芸術事業を開催
	地域の文化芸術活動を支える施設(生涯学習市民センターなど)で気軽に参加できる文化芸術活動の実施	生涯学習市民センター等において企画展・公募展・鑑賞会等を無料または低価格で開催
	市民ニーズに応じた参加しやすい時間設定や料金設定	ランチタイム開催のコンサートや低価格の文化芸術事業を開催
	公共施設のロビーなどにおけるコンサート等の実施	中央図書館のロビーなどで音楽コンサートを開催
	解説付きの美術鑑賞や音楽鑑賞等の実施	アトスプラウト・ビジュアルアーツにおいて作家による作品等の解説付き動画を発信
	初心者向けの文化芸術に関する講座等の実施	生涯学習市民センターにおいて美術関連実技講座や人形劇講座、ビジネスパーソン向けの講座などを開催
	芸術家による体験・参加型ワークショップの実施	プロの芸術家や演出家による能楽や演劇といったジャンルのワークショップを実施
⑦特色ある文化芸術の創造に対する支援	本市の歴史や風土、伝承文化などの地域資源を題材にした文化芸術事業の推進	「ひらかた菊フェスティバル」や鍵屋資料館、旧田中家鋳物民俗資料館といった伝承文化や施設の特性等を生かした事業を開催
	本市の特色である活発な文化芸術活動をさらに発展させるための取り組みに対する支援	市内文化芸術団体と共催して総合文化芸術センターにおいて事業を実施
	本市の新たな魅力となる文化芸術の創造に対する支援	市民が芸術家による指導を受けプロの公演に出演する「枚方シティオペラ」を開催
	オルタナティブスペース(施設本来の目的ではなく、文化芸術のために使用するスペース)を活用した創造に対する支援	生涯学習市民センターのロビー等において市内遺跡の遺物等を展示
⑧文化芸術の振興に関し功績があったものに対する顕彰	市民文化賞による顕彰の推進	「市民文化賞」の顕彰を継続して実施
	功労賞や奨励賞などの新たな顕彰制度の創設	功労賞・奨励賞などといった芸術家の励みになるような顕彰制度の新設に向けての課題整理を行う
	受賞者に発表する機会を提供するなど、成果の披露等を通じた市民への還元	顕彰制度の創設に合わせて検討
⑨事業者、大学及び団体等が行う文化芸術に関する地	事業者や大学、団体等による文化芸術活動支援への働きかけ	総合文化芸術センターにおいてネーミングライツを導入
	事業者や大学、団体等による文化芸術活動支援に関する情報提供	アーティストバンクの登録アーティストの情報を市ホームページ等に掲載

域貢献活動の促進	市と事業者、大学、団体等と連携した文化芸術事業を実施	総合文化芸術センターにおいてネーミングライツパートナー制度を活用した地域の文化芸術振興事業の実施
	大学など教育研究機関等と連携したアートマネジメント等の人材の育成	改訂版策定にあたり主な取り組みの見直しを行う
	市と市内の大学が連携した文化芸術事業の実施	市内5大学と連携し「ひらかた市民大学」「子ども大学探検隊」を開催

<施策の評価>

- 「文化芸術に対する市民の関心及び理解を深めるための普及啓発」において、総合文化芸術センターで「ワンコインコンサート」やチケット価格を抑制した文化芸術事業を実施し、文化芸術に関心を持つ新たな市民を掘り起こし、担い手となる市民の裾野を広げる取り組みを行った。また、地域の活動拠点施設である各生涯学習市民センターや図書館などにおいて気軽に参加できるイベントを開催し、文化芸術が枚方に根付く取り組みを行った。
- 「特色ある文化芸術の創造に対する支援」において、本市の歴史や風土、伝承文化などの地域資源を題材とした事業として、枚方宿鍵屋資料館や旧田中家鋳物民俗資料館等で施設の特色を生かしたイベントを実施した。また、新たな魅力となる文化芸術の創造に対する支援として、芸術家と市民がともに舞台公演を創り上げる舞台「枚方シティオペラ」を総合文化芸術センターで開催した。
- 「文化芸術の振興に関し功績があったものに対する顕彰」において、国際規模又は全国的規模の競技等において最優秀の成績を収めたものに対して市民文化賞の顕彰を行っている。また今後、将来活躍が期待できる市民を奨励する制度や、市内在住の芸術家や芸術家を目指して学んでいる市民などの情報を収集する仕組みの構築と、情報収集、集まった人材情報を活用できる制度の構築の検討が必要である。
- 「事業者、大学及び団体等が行う文化芸術に関する地域貢献活動の促進」において、事業者や大学、団体等との連携として、「ひらかた工芸展」、「ひらかた市民大学」、「子ども大学探検隊」、「ひらかた人形劇フェスティバル」の開催を行っている。また、総合文化芸術センターのホール等にネーミングライツを導入し、美術ギャラリーのネーミングライツパートナーがパートナーメリットを活用し、地域の文化芸術の振興に貢献することを目的に美術ギャラリーで展覧会を開催した。

施策の柱Ⅲ：文化芸術が継承される基盤の整った魅力あるまち

基本的な施策	主な取り組み	主な実施事業
⑩文化芸術活動の拠点施設の整備及び活用	(仮称)総合文化芸術センターを整備し、拠点施設を活用した魅力的な事業の推進	総合文化芸術センターで多彩な文化芸術事業を多数実施
	拠点施設である(仮称)総合文化芸術センターと地域の文化芸術活動を支える施設(生涯学習市民センターなど)との連携による効果的な事業の実施	「市民総合文化祭」における練習の場「生涯学習市民センター」、発表の場「総合文化芸術センター」の連携
	文化芸術事業を支える市民ボランティア登録制度の創設	文化芸術を支えるボランティアの育成に向けた検討
	幅広い市民ニーズに対応した施設運営	総合文化芸術センター等における利用者アンケートの実施
	美術施策の推進に関する基本的な考え方の策定	「美術施策に関する基本的な考え方」を策定
⑪文化芸術活動の拠点施設における専門的能力を有する者の確保及び育成	(仮称)総合文化芸術センターの運営や事業を支える専門性を有する人材の配置	総合文化芸術センターの運営を行う指定管理者において専門性を有する人材の配置
	将来の施設運営を担う専門性を有する人材の育成とそのノウハウの蓄積	総合文化芸術センターの指定管理者によるマーケティング、コンプライアンスなどの研修を実施
	他都市の文化施設と連携した相互研修や派遣型研修の実施	他都市の文化ホール事業担当者による研修会などの実施
⑫地域における文化芸術の振興を支える人材の育成	市民を対象とした人材育成支援講座や、体験・参加型ワークショップの開催	人形劇の初級・中級講座や舞台照明実技講習会を実施
	文化芸術事業を支える市民ボランティアの育成	文化団体との連携開催「市民総合文化祭」において、各団体からボランティアを派遣
	人材育成と連動した活躍の場の創出	市民の文化芸術にかかる企画事業を幅広く支援する制度として「市民企画イベント促進事業」を創設
	市内在住や枚方市ゆかりの芸術家の活動調査研究による情報の蓄積と活用	本市にゆかりのある若手芸術家をアーティストバンクに登録し事業などに活用
	市内在住芸術家の公演や展覧会の開催など発表の機会の提供	本市にゆかりのある若手芸術家の支援事業「アーツプラウト(ビジュアルアーツ・パフォーミングアーツ)」の実施
	若手芸術家の施設使用時における優遇措置の検討	生涯学習市民センターにおいて半数以上が18歳以下で構成される団体は施設使用料を全額減免
⑬文化芸術に関する情報の収集、蓄積及び発信	本市ゆかりの美術作品や関連資料の研究・保存・公開	市役所別館や御殿山生涯学習美術センター、総合文化芸術センター等において市所蔵美術作品を公開・展示
	各種情報(コンサートや展覧会の開催情報など文化芸術活動に役立つ情報等)や作品・関連資料のアーカイブ化と活用	総合文化芸術センターの情報誌「H-Arts」を発行し年間ラインナップ等を掲載

市民や文化芸術団体等からの情報収集や情報交換による共有化	市民総合文化祭や日常業務等において、文化芸術団体との連携を図る中での情報収集
文化芸術に関するポータルサイト(様々な情報を入手できる入口となるウェブサイト)の整備・発信	本市の文化芸術事業等の情報等について、一括して入手できる手法について検討
広報ひらかた、チラシ、ポスターなど紙媒体の活用	広報ひらかたやチラシ・ポスターなどを活用し積極的に開催事業を掲載
ホームページ、ツイッター、フェイスブックなど多様な情報発信ツールの活用	生涯学習市民センターや総合文化芸術センター等におけるホームページやツイッター等のSNSを活用した発信

<施策の評価>

- 「文化芸術活動の拠点施設の整備及び活用」において、令和3(2021)年8月に総合文化芸術センターを整備し、3つのホールと美術ギャラリーを中心に、市民の文化芸術活動や鑑賞機会の充実に大きく寄与した。
- 「文化芸術活動の拠点施設における専門的能力を有する者の確保及び育成」において、文化芸術活動の拠点施設で気軽に参加できる文化芸術事業を充実させるため、平成30(2018)年5月に公益社団法人・大阪フィルハーモニー協会との連携協定締結や、枚方ゆかりの若手芸術家の発表の場を提供する若手芸術家支援事業として「アートスプラウト事業」を開始した。また、総合文化芸術センターの開館に向けた機運を高めるため、文化芸術アドバイザーを設置した。
- 「地域における文化芸術の振興を支える人材の育成」において、全国規模の大会等で受賞歴のある枚方市ゆかりの若手芸術家の登録制度である「枚方市アーティストバンク」を創設し、実力ある若手アーティストの実践の場の提供として、総合文化芸術センターにてアート・スプラウトシリーズを実施した。
- 「文化芸術に関する情報の収集、蓄積及び発信」において、総合文化芸術センターの開館に向け、開館準備号として「ひらかたピアチェーレ」を発行した。開館後においては、事業や施設紹介等を行う情報誌「H-Arts」を創刊し、令和4(2022)年度は3回発行した。本市で培われた文化芸術や本市ゆかりの美術作品等を次世代へ引き継いでいくため、コンサートや展覧会の開催情報等の各種情報や作品・関連資料のアーカイブ化に向けた検討を進めていく必要がある。

(2) 今後の課題

文化芸術に関する国・大阪府の動向、本市における文化芸術の現状、現計画の課題について検証し、後期に向けた課題を以下のとおり整理しました。

① 文化芸術に関する国・大阪府の動向

■ 各関連分野の施策との有機的な連携

平成 29(2017)年改正の文化芸術基本法第 2 条第 10 項において、文化芸術の推進に当たっては「観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策の有機的な連携が図られる配慮」をすることが新たに規定されました。本計画では、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業等と文化芸術における施策との有機的な連携については記載され、主な取り組み等において実施していますが、観光については記載がなかったため、「観光」を新たに追記し、観光分野との連携が図られるよう取り組みます。

■ あらゆる人々が文化芸術を鑑賞、参加、創造できるような機会の充実

文化芸術基本法第 2 条第 3 項において「年齢、障害の有無、又は経済的な状況にかかわらず等しく文化芸術の鑑賞等ができる環境の整備」が規定されていますが、このことについては現計画において既に規定されており、今後は、現計画の内容を継承し、子ども、高齢者、障害者、外国人など、あらゆる人々が文化芸術を鑑賞、参加、創造できるような機会のさらなる充実に取り組みます。

② 枚方市における文化芸術の現状

■ 文化芸術活動の拠点施設である総合文化芸術センターの活用

令和 3 (2021) 年度に開館した本市の文化芸術活動の拠点施設である総合文化芸術センターを活用し、優れた文化芸術事業・ワークショップ事業の実施に努めます。

■ コロナの拡大を契機とした文化芸術活動の変化への対応

文化振興と新型コロナウイルス感染症対策の両立を図り、感染症と共存しながら、市民が様々な実演芸術に触れ、楽しむことができるよう機会の提供に取り組むとともに、本計画に映像や動画配信などデジタル技術を活用した鑑賞機会の創出について追記し、取り組みを図っていく必要があります。

■ 文化芸術における DX の推進

今般の急速なデジタル技術の進展により、若い世代を中心に多様な情報発信手段の活用を図っていることを踏まえ、デジタルサイネージやスマートフォンなど、デジタル技術を活用した文化芸術活動の発信、普及啓発について本計画に追記し、取り組みを図っていく必要があります。

③ 現計画の継続課題

現計画において、本市の文化芸術を取り巻く経過と現状を踏まえ設定した以下の課題については、引き続き現計画における理念や方向性を継承しながら取り組みます。

■ 文化芸術を活かした世代間交流の促進

少子高齢化がさらに進むことや核家族化、一人暮らしの家庭が増加することにより、身近で世代間の交流機会が少なくなるなど、人とのつながりが希薄になっていく傾向にあります。文化芸術の振興は世代間の交流の促進などにもつながることから、様々な課題の解決策の一つとして期待でき、持続可能な社会の実現（SDGs）にもつながります。

■ 子どもが文化芸術に触れる機会の充実

今回のアンケート調査の結果では、子どもの文化芸術体験については9割以上が「重要である」・「ある程度重要である」と回答しています。文化芸術基本法の基本理念についても、「児童生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性」について規定されており、本市においても引き続き、重点施策として子どもや若い世代の文化芸術活動の機会の充実を図ります。

■ 文化芸術団体の後継者問題

文化芸術団体において会員の高齢化が進んでおり、本市の特色である市民の活発な文化芸術活動を継続、発展させるためにも、次の担い手を育てる取り組みや新たな文化芸術団体を増やす取り組みなどが課題となっています。

■ 次世代への文化芸術の継承

地域の歴史として蓄積される文化芸術は、魅力あるまちづくりには欠かせない要素であることから、本市において培われてきた文化芸術活動の成果は次世代に継承し、発展させることも重要です。こうしたことから、文化芸術がその役割を果たすことができるような基盤の整備や環境づくりに取り組んでいく必要があります。

■ 特色ある文化芸術の創造

市民の文化芸術活動は活発であるものの、誰もが枚方らしさを実感し、発信できるような、枚方のまちの特色を活かした観光施策にもつながる文化芸術の創造が課題となっています。また、特色ある文化芸術の創造は、まちの魅力が高まり、交流人口の増加や定住促進につながる効果が期待されます。

■ 拠点施設と地域の連携

本市には現在文化芸術活動の拠点施設である総合文化芸術センターを中心に、枚方市駅周辺地域のまちづくりにおける地域の文化芸術活動を支える施設として、市内9ヶ所に生涯学習市民センターが所在しています。市域によっては、拠点施設への交通アクセス面において課題があることから、拠点施設とそれぞれの文化施設が連携を図ることで、地域における文化芸術振興を進めていく

必要があります。

■ 施設の老朽化や機能不足

文化芸術活動の拠点施設である総合文化芸術センターの整備については完了しましたが、市内 9ヶ所の生涯学習市民センターは、開館から 30 年以上経過している施設もあり、順次、施設の改修を適宜行うとともに、文化芸術を通じた相互理解や国際交流につなげるため、文化関係施設等の多言語化の推進等に努めます。

第3章 目指すまちの姿と文化芸術振興の基本的な考え方

1 目指すまちの姿

本市の文化芸術を取り巻く現状や課題などを踏まえ、第5次枚方市総合計画の施策目標である「誰もが文化芸術に親しみ、学び、感動できるまち」の実現に向け、文化芸術の振興を通じた3つのまちの姿を目指します。

文化芸術活動を通じて交流するまち

- ・子どもたちや若い世代、高齢世代など様々な年代の市民が、市内の身近な場所において文化芸術にふれ、気軽に活動に参加し、交流することで、いきいきとした日々を過ごせる「まち」を目指します。

文化芸術を育み、発信するまち

- ・いきいきと文化芸術を育むことで、喜びや生きがいを見出し、本市の文化芸術を全国へ発信できる「まち」を目指します。

文化芸術が継承される基盤の整った魅力あるまち

- ・様々な文化芸術に関わる優れた取り組みや作品を未来に向けて継承・発展させる基盤を整え、市民のふるさと意識や愛着（シビックプライド）が強い「まち」を目指します。

2 文化芸術振興の基本的な考え方

本市において3つの目指すまちの姿を実現するため、以下の基本的な考え方に基づき、文化芸術振興施策に取り組みます。なお、本計画では、文化芸術の範囲として、芸術、メディア芸術、伝統芸能、生活文化を中心に取り組むものとします。

(1) 人が結びつく豊かな地域社会の実現に向けた文化芸術の振興

文化芸術の振興は、人々の心に潤いを与えるだけでなく、多様性を受け入れる豊かな社会の実現にもつながることから、まちづくりにおいて普遍的で重要な要素の一つです。

加えて、本市においても少子高齢化や核家族化が進展する中で、人と人のつながりを育み、結びつきのある地域社会、多文化共生社会の実現が求められています。

こうしたことから、あらゆる世代の人が身近なところで様々な文化芸術に触れる機会の創出や、文化が異なる社会や地域、国などを越えた交流等により、誰もがいきいきとした生活をおくることのできるような環境づくりに取り組んでいきます。

また、子どもたちが文化芸術に触れることにより、多様な個性や能力を開花させるだけでなく、他者と共感し合い、お互いを理解する心を育むことにもつながることから、学校教育との連携を強化し、文化芸術に関わる様々な体験ができる機会の充実に向け、取り組んでいきます。

(2) まちの魅力を創出し、まちへの愛着を深める文化芸術の振興

本市の特色を活かした新たな文化芸術を創出することや、本市で長年培われてきた合唱や吹奏楽、演劇、人形劇、美術創作などプロ・アマを問わない市民の主体的な文化芸術活動が継続できる環境を整え、広く発信することは、市民のふるさと意識の醸成やまちへの愛着を育むことにもつながります。

文化芸術を今後も継続してまちづくりに活かしていくために、市が積極的にコーディネート役を担うなど、本市の特色を活かした文化芸術を育み、次の世代に伝えていくことのできる環境づくりに取り組んでいきます。

第4章 文化芸術振興施策

1 施策推進における基本理念及び施策の体系

文化芸術振興の基本的な考え方を踏まえ、文化芸術を通じた目指すまちの姿の実現に向けて、枚方市文化芸術振興条例第7条に掲げる基本施策を総合的に実施するため、以下のとおり同条例第2条に掲げる基本理念と体系に基づき、具体的な文化芸術振興施策を推進します。

<基本理念>

文化芸術の振興に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、誰もが等しく文化芸術に親しむことができるような環境の整備を図るものとします。

文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行うものの主体性及び創造性を尊重し、並びにその価値観の違いを理解し、及び尊重するものとします。

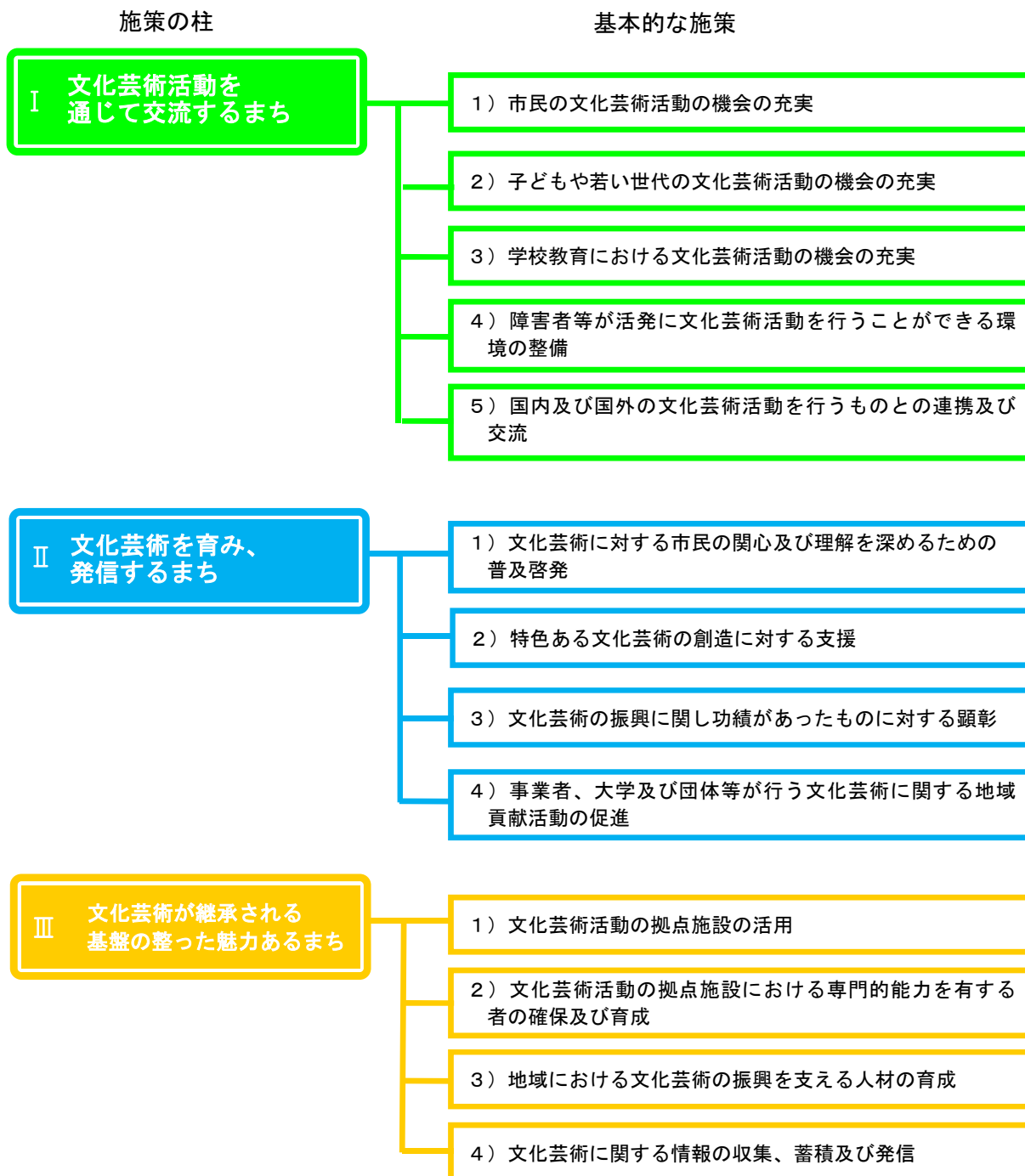
文化芸術の振興に当たっては、文化芸術の先駆性、革新性及び多様性を理解し、及び尊重するものとします。

文化芸術の振興に当たっては、枚方で培われてきた文化芸術を市民の財産として継承するとともに、新たな特色ある文化芸術の創造が促されるよう配慮するものとします。

文化芸術の振興に当たっては、市民、芸術家、事業者、大学、団体等及び市が相互に連携することにより文化芸術活動が行われるよう配慮するものとします。

文化芸術の振興に当たっては、市民の意見が反映されるよう配慮するものとします。

<施策の体系>



2 基本的な施策と取り組みの方向性

現行計画で定めている 13 の基本的な施策にかかる主な取り組みについて、後期に向けた課題整理をもとに内容を見直し、以下のとおり推進します。

施策の柱Ⅰ 文化芸術活動を通じて交流するまち

Ⅰ 文化芸術活動を通じて交流するまち

1 市民の文化芸術活動の機会の充実

文化芸術は、生活に喜びや生きがい、明日への希望を与え、また、自分らしさや個性、感情などを自由に表現できる寛容さがあります。

こうしたことから、市民がより文化芸術活動を行いやすく、継続した活動ができる環境を整えるとともに、積極的に文化芸術を楽しむことができる機会を作っていく必要があります。

また、市民が活発に文化芸術活動を行うことにより、子どもや若い世代、高齢世代など、様々な世代間のつながりや人と地域社会との結びつきが生まれ、まち全体も活気づき、魅力あるまちづくりへとつながります。

取り組みの方向性

- 市民の積極的な文化芸術活動を支援し、世代間や地域社会での交流を深め、活動の場を広げます。

主な取り組み

- 文化芸術活動の拠点施設（総合文化芸術センター）での優れた文化芸術事業の実施
- 総合文化芸術センターでのデジタル技術を活用した文化芸術事業の実施
- 地域の文化芸術活動を支える施設（生涯学習市民センターなど）での地域の特性に応じた文化芸術事業の実施
- 市民が創作・練習し、発表する場の提供や発表に伴う相談・助言などのサポートの実施
- 文化芸術の交流促進に関する支援
- 文化芸術振興に係る基金制度の活用

2

子どもや若い世代の文化芸術活動の機会の充実

文化芸術は、子どもや若い世代の豊かな感性や創造性、人間性を育むものであることから、成長の過程において重要な要素の一つであると捉えています。

また、主体的に文化芸術活動を行うことができるよう、自ら創作し、発表する機会を充実させることは、次世代を担う子どもたちの意欲と才能を伸ばすことにもつながることから、重要な施策といえます。

こうしたことから、子どもや若い世代が、音楽や演劇、美術、伝統芸能などの文化芸術を身近に感じ、触れることのできる取り組みを積極的に進めていく必要があります。

取り組みの方向性

- 子どもや若い世代が優れた文化芸術を鑑賞し、体験する機会の充実により、子どもたちの感性や想像力を育みます。
- 子どもや若い世代が自ら積極的に文化芸術を創作し、発表する機会の充実を図ることで、子どもたちのやる気や励みにつなげます。
- 子どもや若い世代を対象とした市民の文化芸術に関する活動を支援します。

主な取り組み

- 子どもや若い世代を対象にした鑑賞事業や体験・参加型ワークショップ事業の実施
- 未就学児が参加できる文化芸術事業の実施・支援
- 文化芸術公演等における子どもや若い世代に対する料金等の優遇措置
- 子どもや若い世代が創作・活動し、その成果を発表する機会の創出
- 子どもや若い世代を対象とした文化芸術事業を実施する団体等への支援

3

学校教育における文化芸術活動の機会の充実

学校は、子どもたちが学びの中で等しく文化芸術に触れ、感動を共有できる場でもあります。学校教育において取り組む文化芸術活動により、子どもの発想力や表現力、コミュニケーション能力などが育まれます。

また、子どもたちにとって、学校での文化芸術体験は、文化芸術への関心を高め、後の自発的な文化芸術活動への参加の動機付けにもつながることから、重要な施策といえます。

取り組みの方向性

- 学校と連携し、文化芸術活動の拠点施設で、優れた文化芸術を鑑賞し、伝統文化等に対する理解を深める機会の充実に取り組みます。
- 学校において、学年に応じた文化芸術に関する体験学習等を実施し、文化芸術教育の充実に取り組みます。
- 芸術家等と学校や学校を支える団体との連携に対し、必要な協力や支援を行います。

主な取り組み

- 総合文化芸術センターでの芸術鑑賞会の開催
- 学校へのアウトリーチ公演による鑑賞事業や体験学習の実施
- 授業等において自ら創作・活動した成果を発表する機会の創出
- 芸術家等と学校等との連携による芸術鑑賞会や体験学習の実施に対する連携支援

4

障害者等が活発に文化芸術活動を行うことができる環境の整備

障害・年齢・家庭の状況などの理由により、文化芸術活動を行う上で、一定の配慮が必要となる場合があります。そのような状況を踏まえ、自らの感性や創造性を発揮し、積極的に文化芸術活動を行い、その活動を通じて他者との交流を深めることができるような環境を整える必要があります。

また、配慮が必要な方の声を聞くことも大切であるため、より文化芸術活動に参加しやすく、積極的に楽しんでいただけるよう、ニーズを把握する必要があります。

取り組みの方向性

- 障害・年齢・家庭の状況などの理由により一定の配慮が必要な方に対し、誰もが活発に文化芸術活動を行い、その活動を通じた交流を行うことができる環境を整え、ニーズの把握に努めます。

主な取り組み

- 障害・年齢・家庭の状況などの理由により一定の配慮が必要な方が参加しやすい鑑賞事業や体験・参加型ワークショップ事業の実施
- 福祉施設や病院等へのアウトリーチ事業の実施
- 障害・年齢・家庭の状況などの理由により一定の配慮が必要な方が自ら創作・活動した成果を発表する機会の創出
- 文化施設の状況に応じたバリアフリー化の検討の推進
- 総合文化芸術センターにおいて小さな子ども連れの方や障害者が気軽に鑑賞できる諸室や設備の設置

国内及び国外の文化芸術活動を行うものとの連携 及び交流

他の劇場・音楽堂等との連携や海外の芸術家の招聘などは、優れた文化芸術に触れる機会の充実や新たな文化芸術の創造にもつながり、文化芸術の振興に不可欠です。

また、音楽や演劇、美術など様々な分野の文化芸術団体が連携、交流を行うことで、より市民の文化芸術活動が活性化することが期待されます。

本市では、国内外都市と友好都市提携を結んでおり、文化芸術を通じた相互交流は、都市交流を深めるとともに、市民の国際文化理解や観光の推進にもつながります。

取り組みの方向性

- 他都市の文化施設との連携により創造発信事業や優れた鑑賞事業に取り組み、より効率的、効果的に事業を実施します。
- 様々な分野の文化芸術団体の相互交流を促進します。
- 文化芸術を通じた友好都市をはじめとする他都市との交流に取り組み、市民の国際文化理解や観光の推進につなげます。

主な取り組み

- 他都市の文化施設との連携による共同制作・巡回公演等の実施
- 海外の優れた芸術家を招聘した文化芸術事業の実施
- 市民総合文化祭の開催などによる文化芸術団体相互の交流の促進
- 国内外の友好都市をはじめとする他都市との音楽や絵画などの文化芸術を通じた相互交流を実施し、市民の国際文化理解や観光を推進

施策の柱Ⅱ 文化芸術を育み、発信するまち

Ⅱ 文化芸術を育み、発信するまち

1

文化芸術に対する市民の関心及び理解を深めるための普及啓発

文化芸術に関心を持つ新たな市民を掘り起こし、積極的に文化芸術に触れ、担い手となる市民の裾野を拡げることが文化芸術のさらなる振興となり、発信にもつながります。文化芸術への関心や触れる機会が少ない方に対して、文化芸術に触れる“きっかけ”を提供することで、文化芸術に興味や関心を持つ人を増やしていく必要があります。

また、文化芸術を学び、体感することで、鑑賞力や表現力等が培われ、市民の文化力の向上につながることも期待されます。

取り組みの方向性

- 気軽に参加できる様々な文化芸術を鑑賞する機会の充実を図り、市民の観たい、聴きたい気持ちに働きかけます。
- 公共施設などにおけるアウトリーチ活動により、意図せず文化芸術に触れ、楽しむことができる空間を作ります。
- 文化芸術を学び、体感する機会を提供し、文化芸術に対する理解を深めます。

主な取り組み

- 総合文化芸術センターで気軽に参加できる多彩なジャンルの文化芸術事業の実施
- 地域の文化芸術活動を支える施設（生涯学習市民センターなど）で気軽に参加できる文化芸術事業の実施
- 市民ニーズに応じた参加しやすい時間設定や料金設定
- 公共施設のロビーなどにおけるコンサート等の実施
- 解説付きの美術鑑賞や音楽鑑賞等の実施
- 初心者向けの文化芸術に関する講座等の実施
- 芸術家による体験・参加型ワークショップの実施

2

特色ある文化芸術の創造に対する支援

本市には、文化財などの歴史遺産や伝承文化が数多く残されています。宿場町の街並みや菊文化、七夕伝説など、観光にも資する地域資源を活かした特色ある文化芸術の取り組みや、これまで枚方になかった新たな特色ある文化芸術の創造を支援し、それらを発信することは、まちの魅力をさらに向上し、まちのアイデンティティの形成につながります。

本市では、音楽をはじめ、演劇、美術などプロ・アマチュアを問わない市民の文化芸術活動が活発で、まちの大きな特色になっています。こうした特色ある文化芸術の取り組みをこれまで以上に発展させていくことも重要です。

また、本市の文化芸術の軌跡を見つめなおし、その魅力や強みを再認識することは、「郷土ひらかた」の新たな魅力の再発見や文化芸術の創造にもつながります。

取り組みの方向性

- 特色ある文化芸術の創造を支援することで、まちの魅力を創出し、市民のまちへの愛着を深めます。

主な取り組み

- 本市の観光にも資する地域資源を題材にした文化芸術事業の推進
- 本市の特色である活発な文化芸術活動をさらに発展させるための取り組みに対する支援
- 本市の新たな魅力となる文化芸術の創造に対する支援
- オルタナティブスペース（施設本来の目的ではなく、文化芸術のために使用するスペース）を活用した創造に対する支援

文化芸術の振興に関し功績があったものに対する顕彰

文化芸術の振興に関する顕彰制度は、文化芸術の功労者や芸術家等にとって、その活動に対する誇りや意欲を高めるとともに、今後の活動への励みとなります。

また、受賞者の活動を広く発信することにより、本市の文化芸術に対する市民の理解が深まり、まちへの誇りや愛着の醸成にもつながります。

取り組みの方向性

■文化芸術に関し功績があった人や優れた文化芸術活動を行っている芸術家等に対して顕彰を行い、奨励するとともに、その活動を広く発信します。

主な取り組み

- 市民文化賞による顕彰の推進
- 功労賞や奨励賞などの新たな顕彰制度の創設
- 受賞者に発表する機会を提供するなど、成果の披露等を通じた市民への還元

事業者、大学及び団体等が行う文化芸術に関する地域貢献活動の促進

地域社会を構成する一員である事業者や大学、団体等が、文化芸術を通じ、積極的に地域へ関わりを持つことが、地域における文化芸術の振興、ひいてはまち全体の文化芸術の振興につながります。

事業者等による文化芸術を通じた地域貢献活動が促進されることにより、市民の文化芸術に触れる機会の創出や拡充にもつながります。

取り組みの方向性

- 事業者や大学、団体等が行う文化芸術活動支援（メセナ活動）に対する機運を高めます。
- 事業者や大学、団体等と連携し、新たな魅力づくりや魅力ある文化芸術事業に取り組みます。
- 学園都市ひらかたの特色を活かし、市と大学が連携した取り組みを推進します。

主な取り組み

- 事業者や大学、団体等による文化芸術活動支援への働きかけ
- 事業者や大学、団体等による文化芸術活動支援に関する情報提供
- 市と事業者、大学、団体等と連携した文化芸術事業の実施
- 民間の専門人材等と連携したアートマネジメント等[※]の人材の育成
- 市と市内の大学が連携した文化芸術事業の実施

※ アートマネジメント：芸術と社会をつなぐ役割を果たす活動の総称をいう。文化芸術公演や展覧会の開催、ホール等の施設の管理運営など。

施策の柱Ⅲ 文化芸術が継承される基盤の整った魅力あるまち

Ⅲ 文化芸術が継承される基盤の整った魅力あるまち

1 文化芸術活動の拠点施設の活用

本市の文化芸術活動の拠点施設であった枚方市市民会館は、築40年以上が経過し、建物や設備が老朽化している状況や、ニーズに対応した施設機能が不十分であることから、枚方市駅周辺地域のまちづくりにおける新たな文化芸術活動の拠点施設として、令和3(2021)年8月に総合文化芸術センターを開設しました。

文化芸術の振興を効果的に行うために、拠点施設となる総合文化芸術センターを活用し、鑑賞機会等を充実させた施設運営を行うことで、国内外から人を集め観光分野の拡大にもつなげられます。また、総合文化芸術センターを中心に、地域の活動を支える施設である生涯学習市民センターなどと連携した取り組みが求められています。

取り組みの方向性

- 総合文化芸術センターを文化芸術活動の拠点施設として活用するとともに、鑑賞機会を充実させることで、市内だけではなく国内外から人を集めることで観光分野の拡大にもつなげます。また、生涯学習市民センターなど地域の文化芸術活動を支える施設との連携により効果的な事業運営を行います。

主な取り組み

- 総合文化芸術センターを活用した魅力的な事業の推進
- 枚方市駅周辺地域のまちづくりの活性化につながる周辺施設等との連携事業の実施
- 総合文化芸術センターと地域の文化芸術活動を支える施設（生涯学習市民センターなど）との連携による効果的な事業の実施
- 幅広い市民ニーズに対応した施設運営

2

文化芸術活動の拠点施設における専門的能力を有する者の確保及び育成

文化芸術活動の拠点施設となる総合文化芸術センターは、「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」に基づき運営する施設となり、市民や芸術家、他の文化施設との連携、質の高い事業の企画・実施など、効果的な施設運営を行うなど、本市の文化芸術を振興する上で中心的な役割を果たすことが期待されています。

こうしたことから、文化芸術公演の企画や市民の文化芸術活動への支援、舞台技術、アートマネジメントなどに関する専門的能力や知識を有する職員の配置や人的体制の構築が必要となります。

取り組みの方向性

- 文化芸術活動の拠点施設において、文化芸術事業を行うために必要な専門的能力や知識を有する者の確保・育成に努めます。
- 他都市で優れた施設運営を行う文化施設と連携した研修等の実施により、総合文化芸術センターの運営に携わる職員の資質向上に努めます。

主な取り組み

- 総合文化芸術センターの運営や事業を支える専門性を有する人材の配置
- 将来の施設運営を担う専門性を有する人材の育成とそのノウハウの蓄積
- 他都市の文化施設と連携した相互研修や派遣型研修の実施

3

地域における文化芸術の振興を支える人材の育成

市民と芸術家、市民と文化施設をつなぎ文化芸術事業の企画やプロデューサー業務などを担う人材は、より活発な市民の文化芸術活動の推進にあたり大きな役割を果たすことから、地域において様々な形で文化芸術の振興を支える人材を育成していく必要があります。

また、芸術家の芸術的専門性を活かした活動は、地域の文化芸術を牽引し、地域における文化芸術活動の活性化にもつながります。

取り組みの方向性

- 市民と芸術家や文化施設をつなぎ、地域において様々な形で文化芸術の振興を支える人材を育成します。
- 将来を見据えた文化芸術の振興に向け、芸術家を発掘し、育成に関する支援を行います。

主な取り組み

- 市民を対象とした人材育成支援講座や体験・参加型ワークショップの開催
- 文化芸術事業を支援する市民等の育成
- 人材育成と連動した活躍の場の創出
- 市内在住や枚方市ゆかりの芸術家の活動調査研究による情報の蓄積と活用
- 市内在住芸術家の公演や展覧会の開催など発表の機会の提供
- 若手芸術家の施設使用時における優遇措置の検討

4

文化芸術に関する情報の収集、蓄積及び発信

文化施設における公演や展覧会などの開催情報、市内で活動する文化芸術団体の情報、文化芸術に関する公的支援の情報などは、市民が活発に文化芸術活動を行う上で必要な情報といえます。加えて、本市において培われてきた歴史文化も次の世代へ伝えていかなければならない大切な情報の一つです。

近年、多様な情報発信手段が発達し、SNS[※]などインターネットを媒体とした情報発信ツールが定着してきていますが、従来からの紙媒体も重要な情報発信ツールとして活用されています。情報の入手手段は、人によって様々であり急速に進展するデジタル化の潮流も踏まえ、効果的に情報を届けるためには、多様な情報発信ツールの活用が求められています。

※ SNS：人と人のつながりを促進し、サポートするコミュニケーション型のWEBサイトをいう。

取り組みの方向性

- 文化芸術に関する各種情報を積極的に発信し、市民や文化芸術団体とそれらの情報を共有します。
- 本市で培われた文化芸術や本市ゆかりの美術作品等を次世代へ引き継ぐという観点を踏まえ、継続的な研究・保存・公開に取り組みます。
- 市民ニーズや社会情勢に応じた多様な情報発信手段により、効果的に情報を届けます。

主な取り組み

- 本市ゆかりの美術作品や関連資料の研究・保存・公開
- 各種情報（コンサートや展覧会の開催情報など文化芸術活動に役立つ情報等）や作品・関連資料のアーカイブ化[※]と活用
- 市民や文化芸術団体等からの情報収集や情報交換による共有化
- 文化芸術に関するポータルサイト（様々な情報を入手できる入口となるウェブサイト）の整備・発信
- 広報ひらかた、チラシ、ポスターなど紙媒体の活用
- ホームページ、X(旧ツイッター)、フェイスブックなど多様な情報発信ツールの活用
- デジタル技術の進展に応じた多様な情報発信手段の活用

※ アーカイブ化：資料を集積し、記録保管することをいう。

第5章 計画の推進

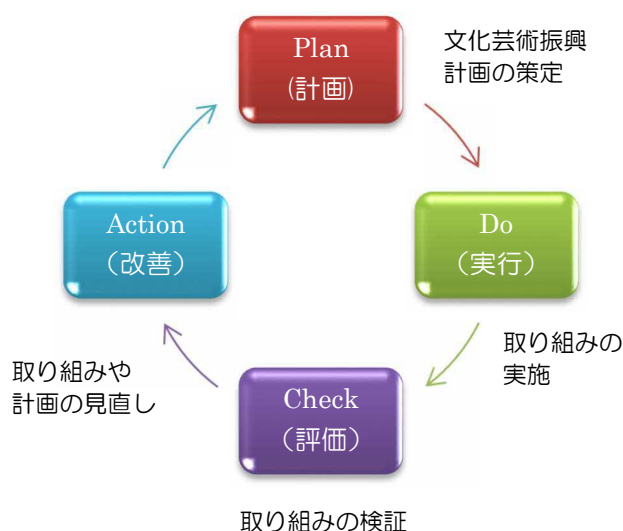
本計画の推進に当たっては、計画に基づく施策の取り組み状況について、庁内委員会において把握・点検するとともに、市民や学識経験者、専門家などで構成する「枚方市文化芸術振興審議会」において、計画内容の進捗状況の確認を行います。

(1) 計画期間

本計画の期間は、平成 29(2017)年度から概ね 10 年間とし、総合文化芸術センターが開館し、本格的に運営実績が把握できる 7 年目（令和 5(2023)年度）に基本的な施策の取り組みの方向性にかかる主な取り組みを中心に検証を行い、令和 6(2024)年度から令和 10(2028)年度までの 5 年間の計画内容とした見直しを実施しました。

(2) PDCAサイクルによる計画の進捗管理

本計画を効果的に実践していくため、PDCAサイクル（Plan：計画〔文化芸術振興計画の策定〕、Do：実行〔取り組みの実施〕、Check：評価〔取り組みの検証〕、Action：改善〔取り組みや計画の見直し〕）による適切な進捗管理を行い、文化芸術振興を継続的に進めていきます。



1 アンケート調査集計結果

市民の文化芸術に関するアンケート調査結果をもとに、枚方市における文化芸術活動の現状を分析しました。

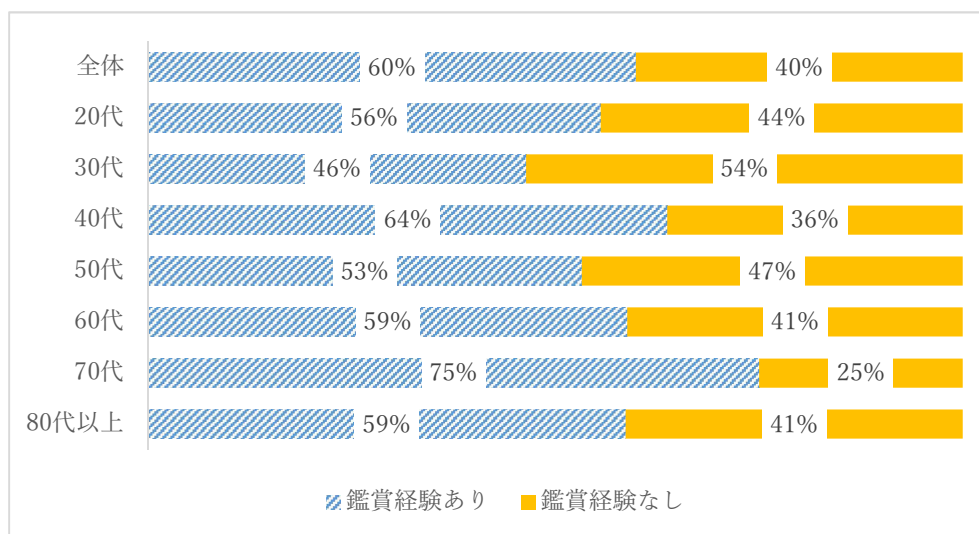
(1) 市民の文化芸術に関するアンケート調査実施概要

調査対象	市政モニターとして登録している市民の方
調査方法	インターネットまたは郵送
調査期間	令和5年8月
回収率	78.6% (389件/495件)

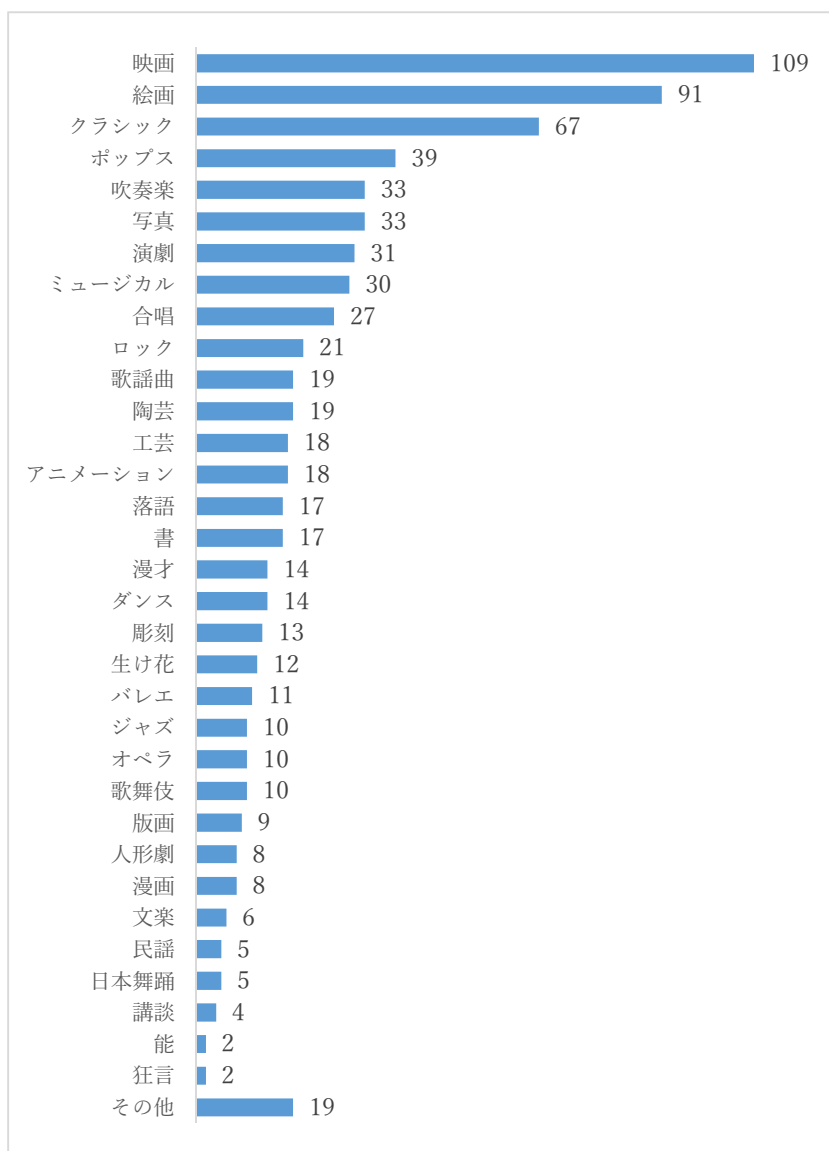
<文化芸術活動について>

I 【文化芸術の「鑑賞」について】

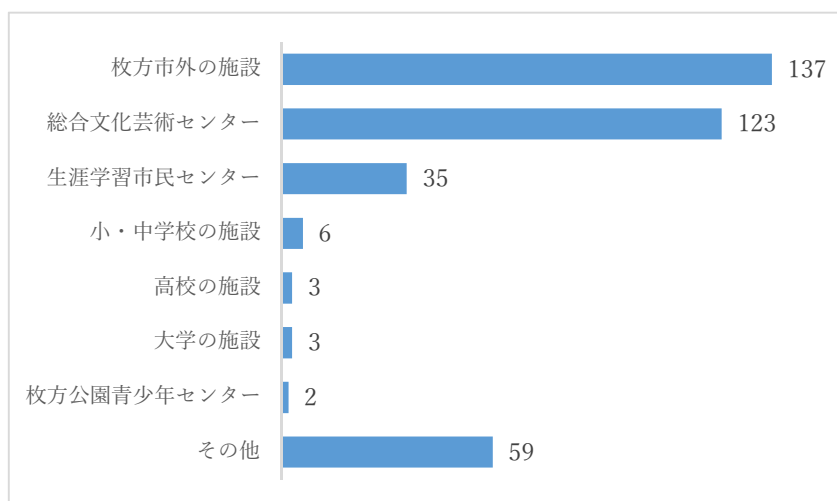
①この1年間における文化芸術の鑑賞経験の有無



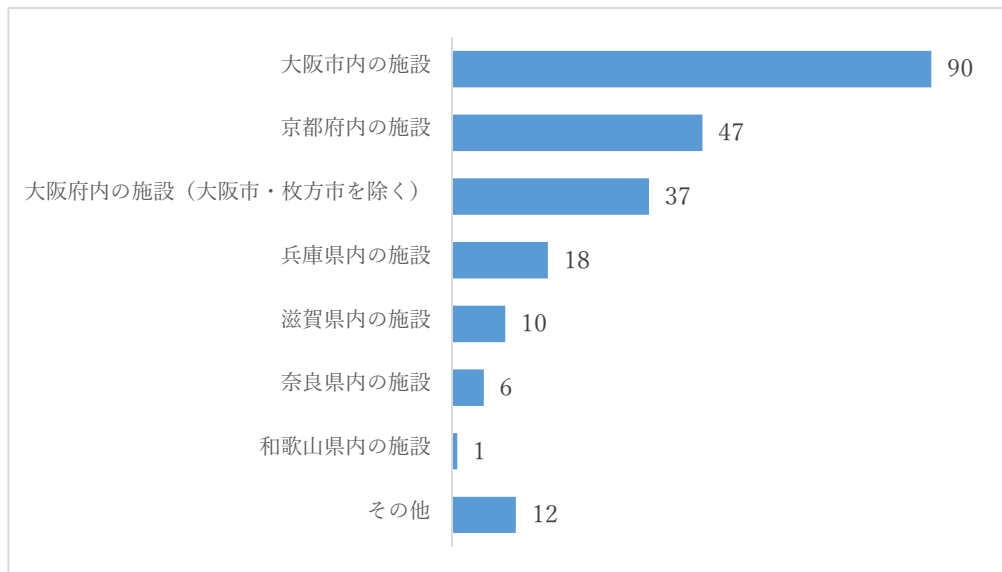
②この1年間において、文化芸術を鑑賞した分野（複数回答）



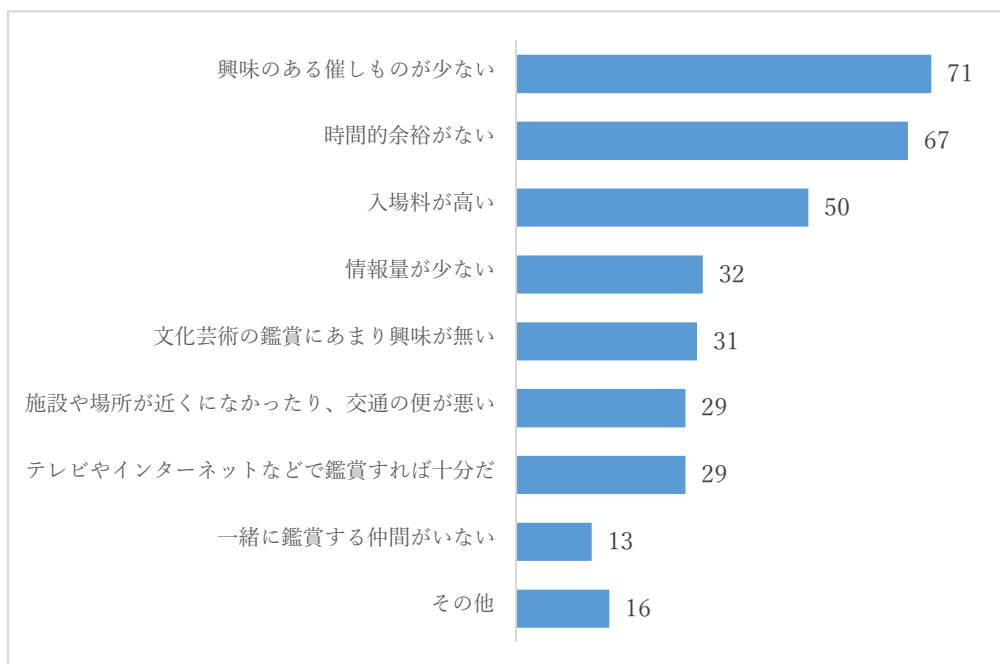
③この1年間で文化芸術を鑑賞した施設（複数回答）



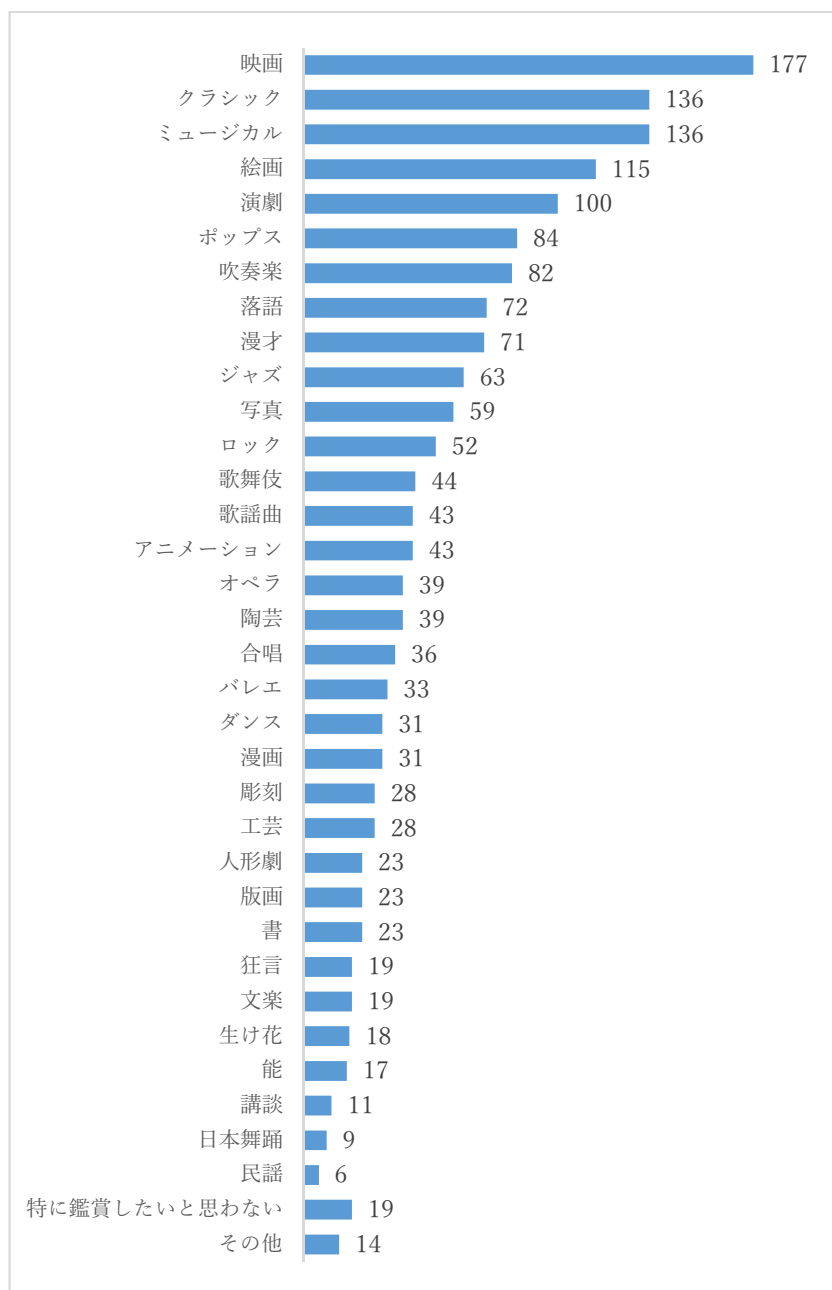
④この1年間で文化芸術を鑑賞した枚方市外の施設（複数回答）



⑤この1年間で文化芸術を鑑賞しなかった理由（複数回答）

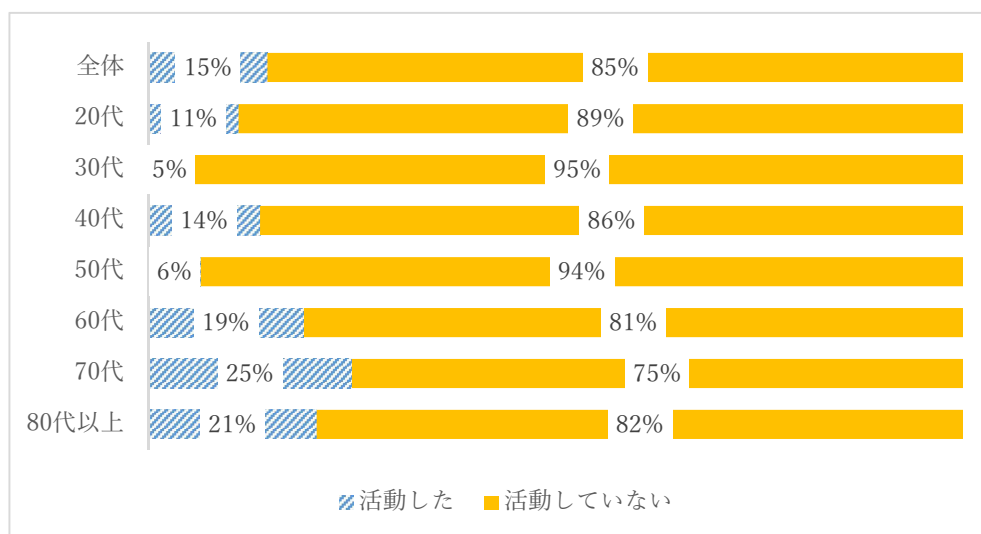


⑥今後、鑑賞したい分野（複数回答）

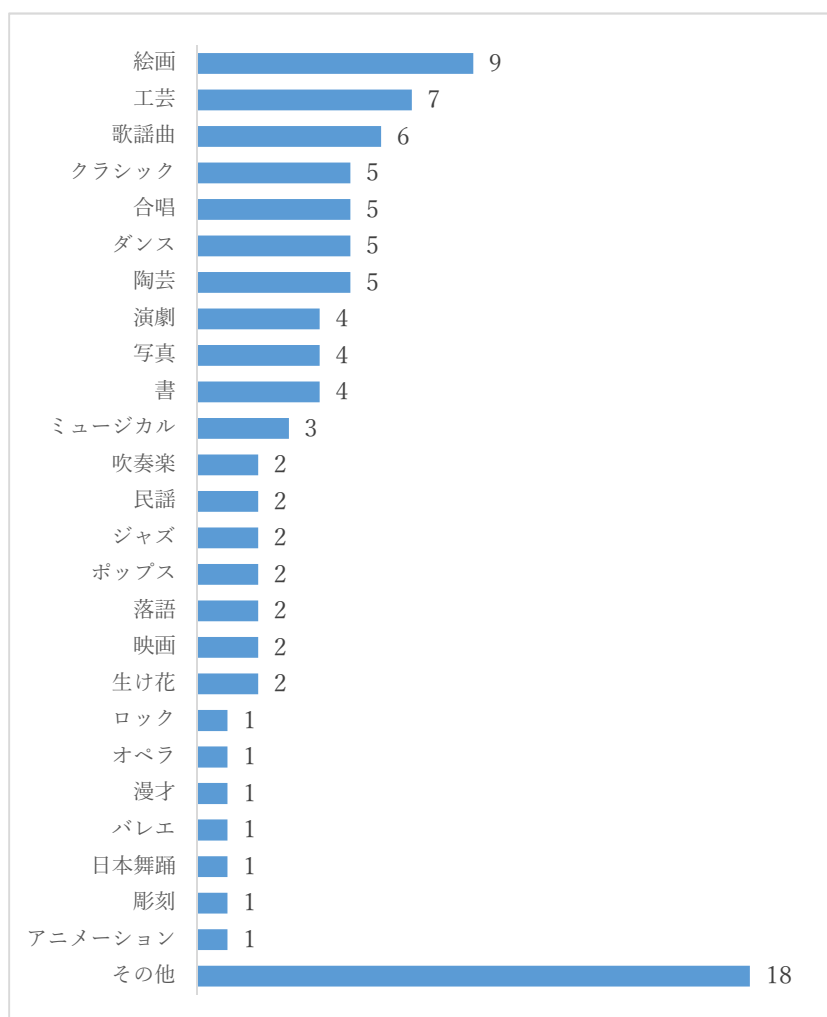


II 【文化芸術の「活動」について】

⑦この1年間における文化芸術活動の有無

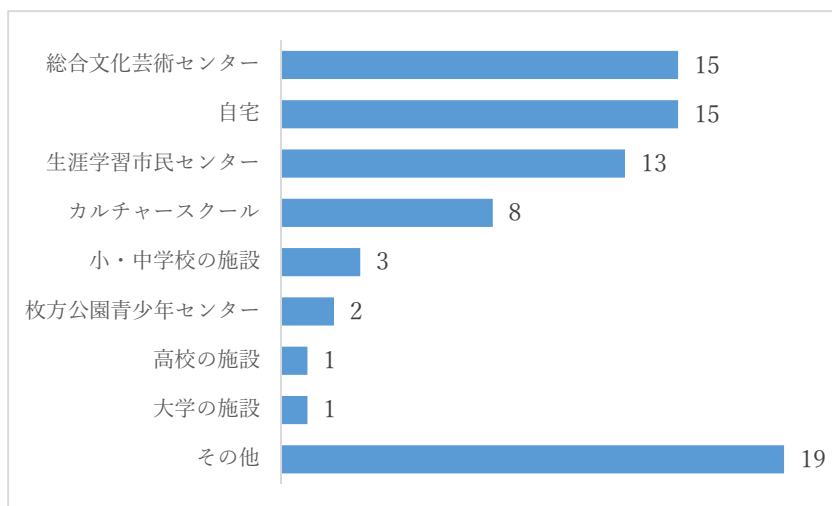


⑧この1年間において、文化芸術の活動をした分野（（複数回答）

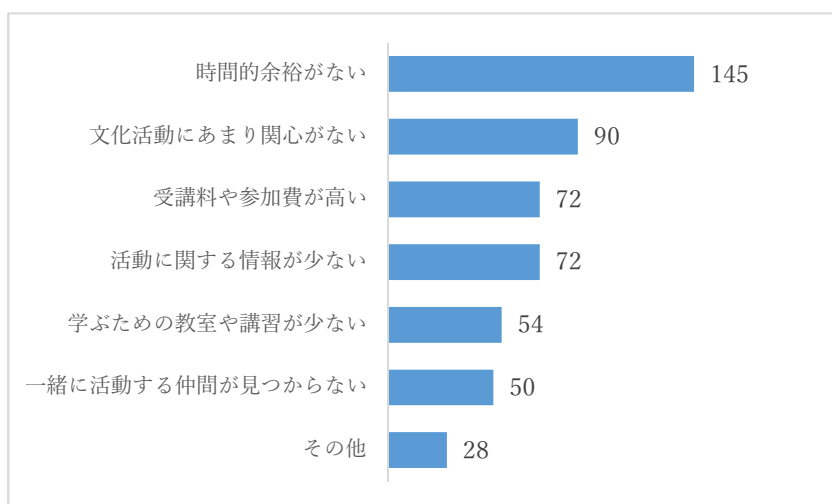


その他の回答としては、「茶道」、「エレクトーン」、「紙芝居」、「俳句」などがありました。

⑨この1年間において文化芸術活動を行った施設（複数回答）

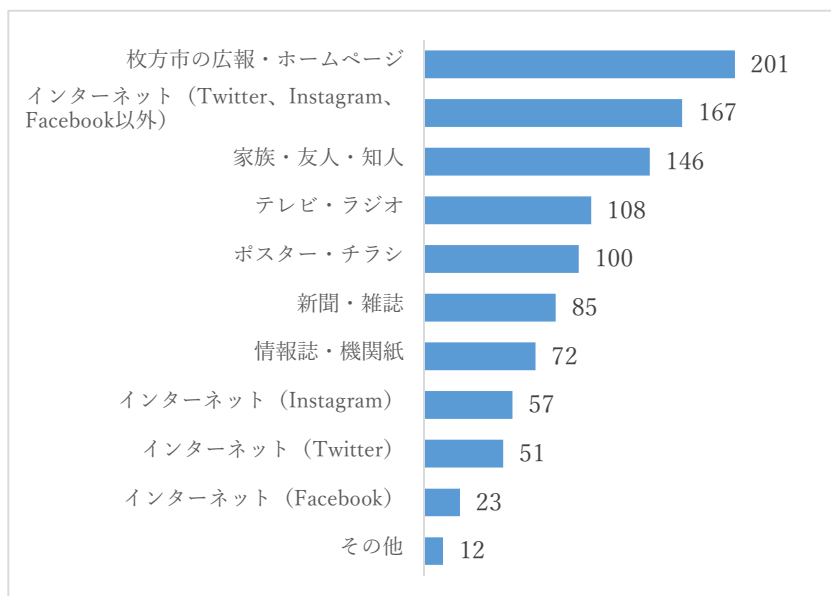


⑩この1年において文化芸術活動をしなかった理由（複数回答）



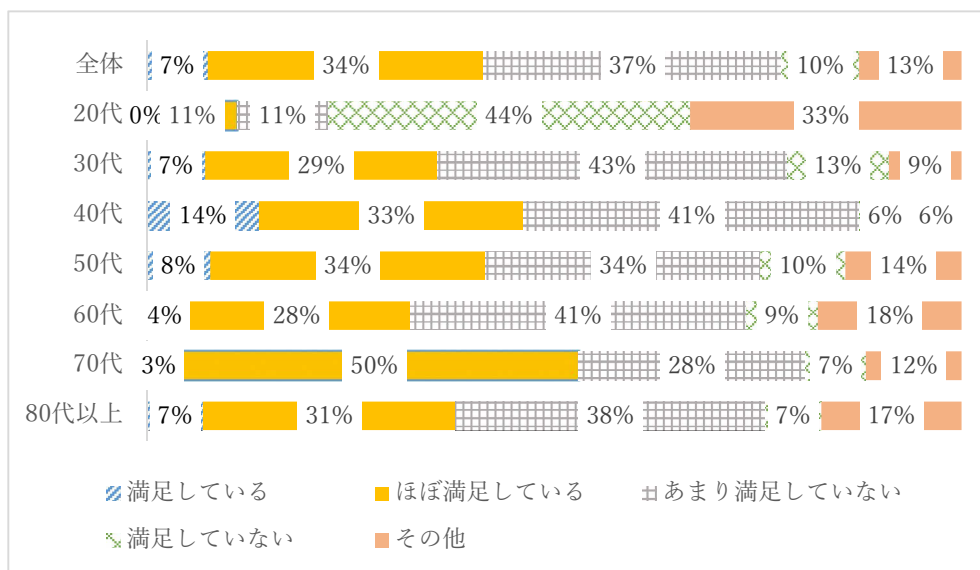
Ⅲ【文化芸術の「情報」について】

⑪文化芸術の情報入手手段（複数回答）



IV【文化芸術によるまちづくりについて】

⑫枚方市の文化芸術環境に対する評価



⑬枚方市の文化芸術環境に対する評価の理由

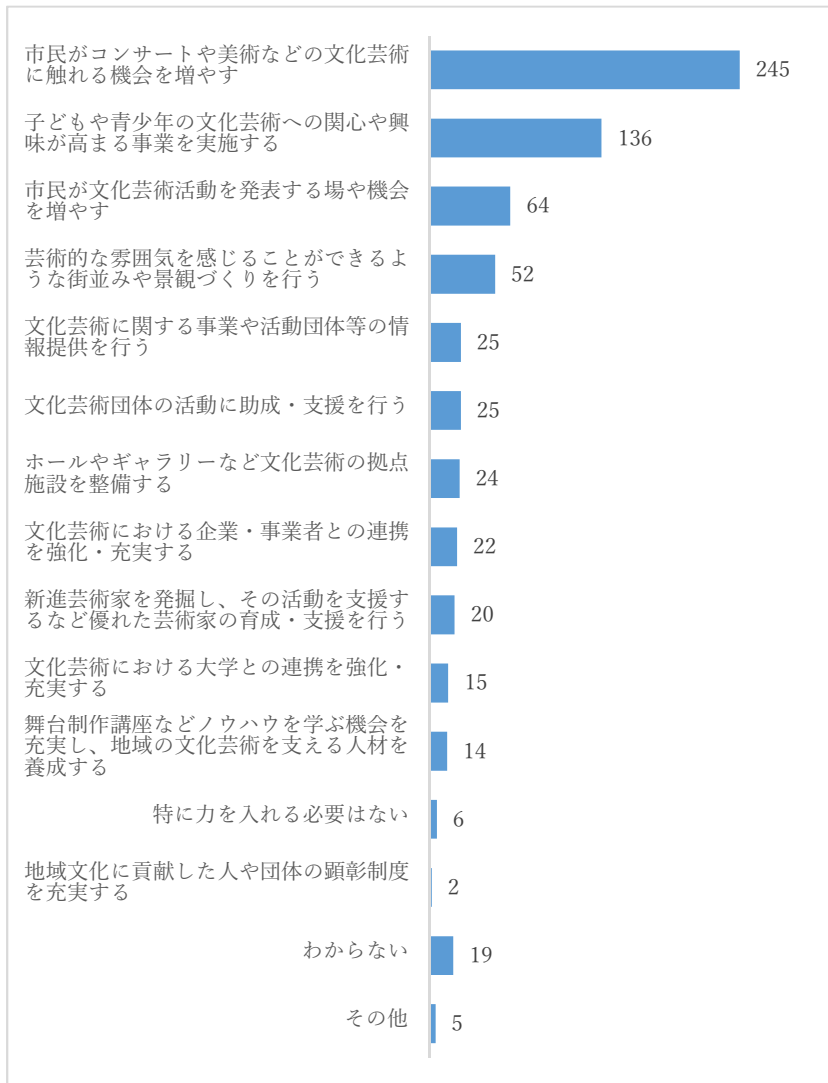
「満足している」・「ほぼ満足している」と回答した人

- ・施設が充実しコンサートなども頻繁に行われている
- ・総合文化芸術センターのホールが素晴らしい
- ・立派な総合文化芸術センターができてよかった
- ・施設がとてもきれいになった
- ・色々な活動を目にするから
- ・色々なジャンルの文化芸術の鑑賞機会があるため
- ・入りやすい生涯学習市民センターが各地域にある など

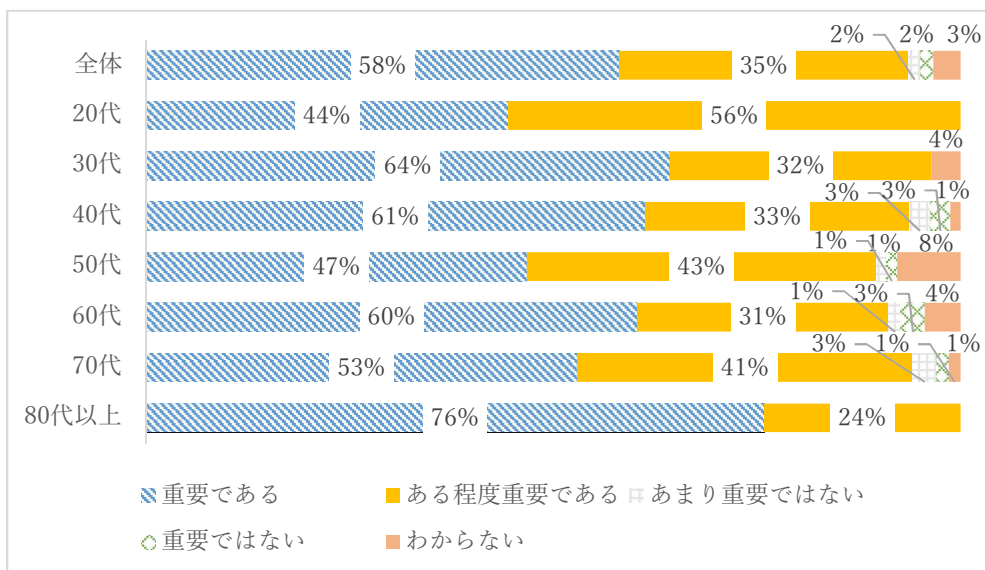
「満足していない」・「あまり満足していない」と回答した人

- ・鑑賞したいような催しが少ない
- ・宣伝が足りない
- ・身近でない
- ・子ども向け、赤ちゃん向けのものを増やしてほしい
- ・料金が安い
- ・施設があまり充実していない
- ・総合文化芸術センターまでの距離が遠い
- ・日程が合わないことが多い など

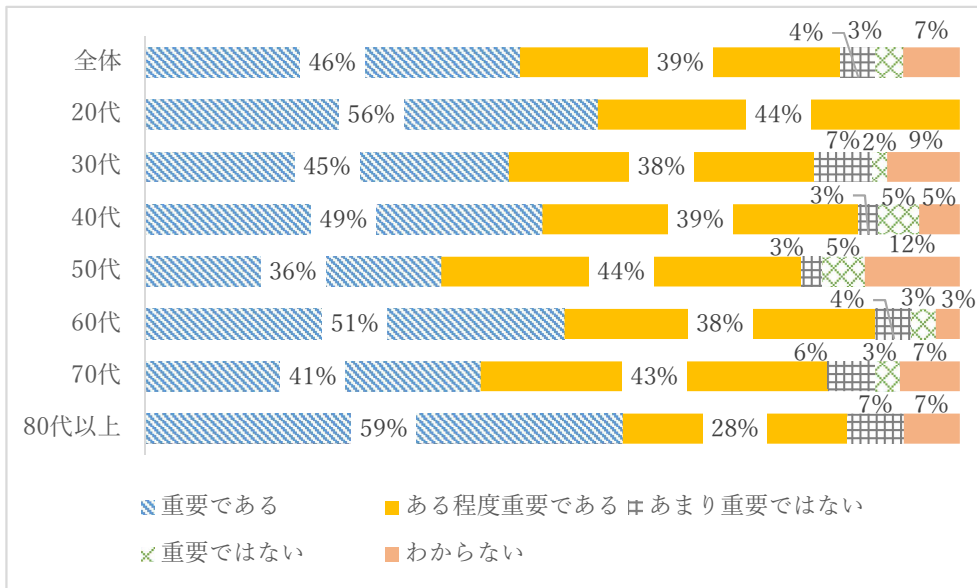
⑭今後、総合文化芸術センターに期待すること（複数回答）



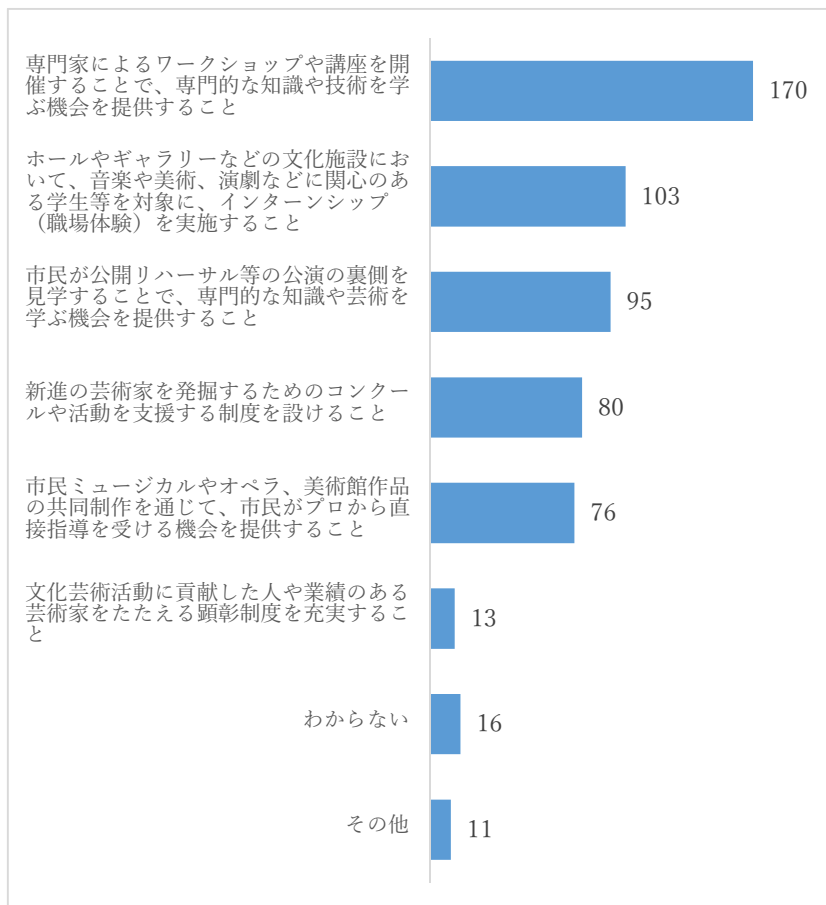
⑮子どもの文化芸術体験に対する重要性



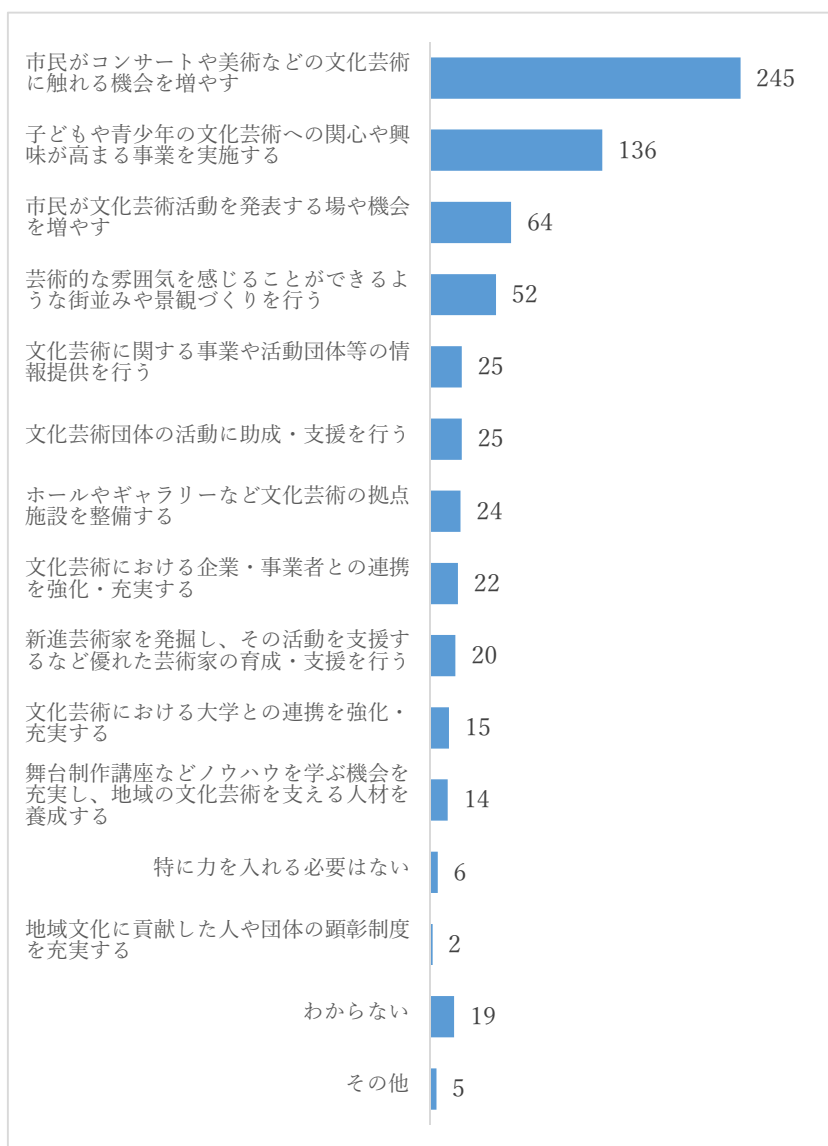
⑩文化芸術活動の担い手の人材育成の重要性



⑪文化芸術を担う人材育成のために重視すべき取り組み（複数回答）



⑱特に力をいれるべき取り組み（複数回答）

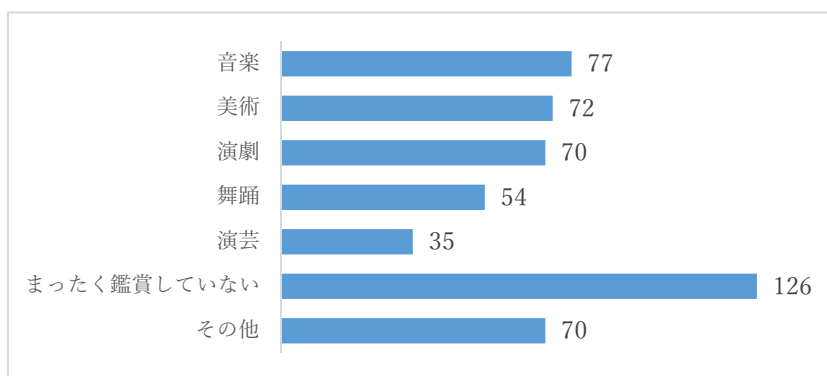


(2) 子どもの文化芸術に関するアンケート調査実施概要

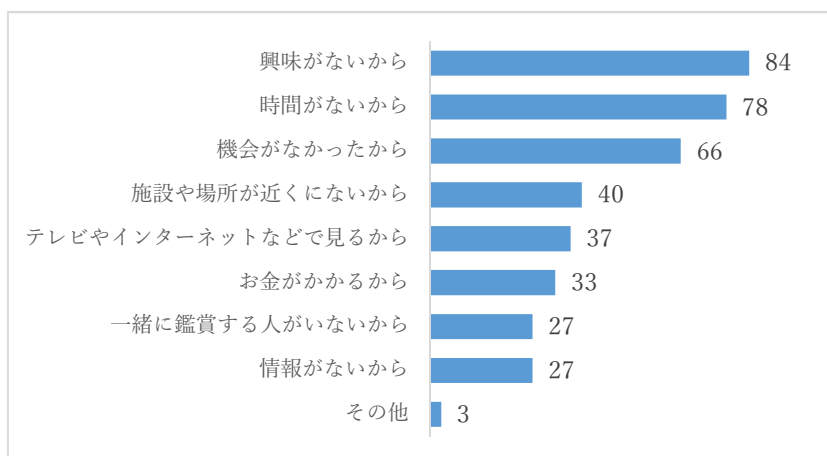
調査対象	市立小学校（3校）の小学5年生・6年生
調査方法	配布
調査期間	令和5年9月
回答件数	359件 内訳 5年生：179件 6年生：176件

I 【文化芸術の「鑑賞」について】

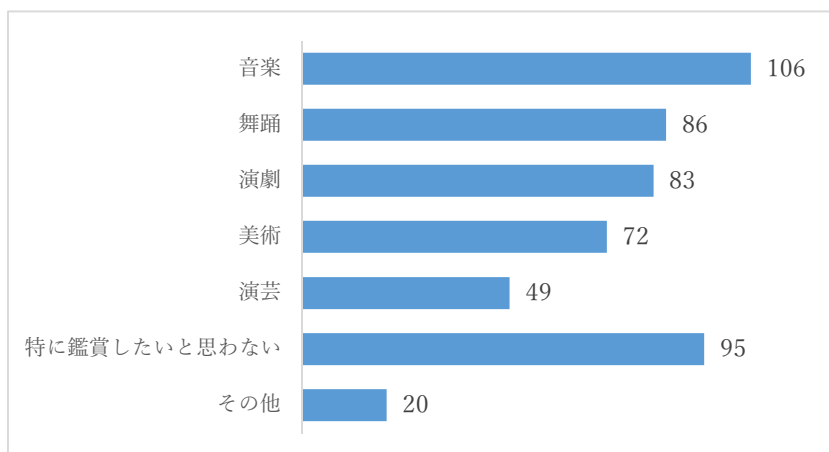
①この1年間において、小学校以外で鑑賞した分野（複数回答）



②鑑賞をしなかった理由（複数回答）

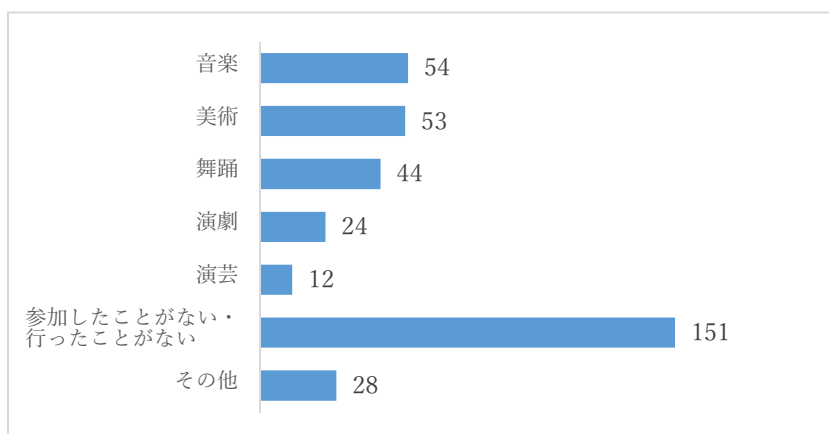


③今後、鑑賞したい分野（複数回答）

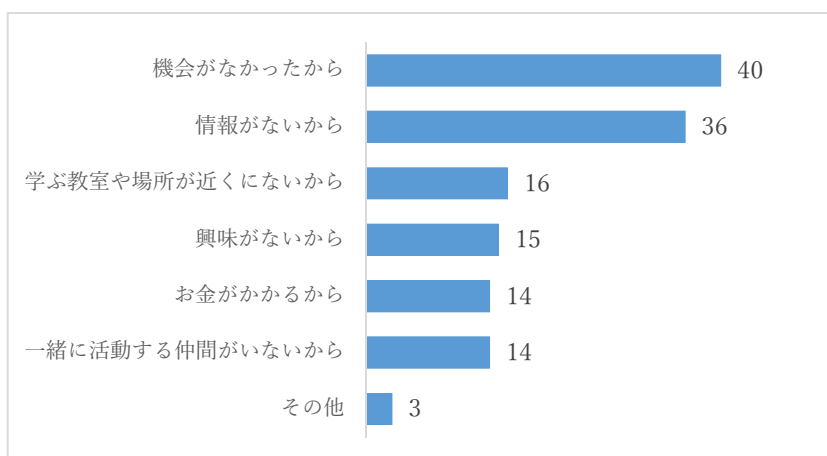


II 【文化芸術の「活動」について】

④この1年間において、小学校以外の場で活動した分野（複数回答）



⑤文化芸術活動をしなかった理由（複数回答）



枚方市文化芸術振興計画「主な取り組み」の新旧対照表

施策の柱 I 文化芸術活動を通じて交流するまち

基本的な施策

1 市民の文化芸術活動の機会の充実

現計画における主な取り組み【旧】

- 文化芸術活動の拠点施設（**現市民会館・（仮称）総合文化芸術センター**）での優れた文化芸術事業の実施
- 地域の文化芸術活動を支える施設（生涯学習市民センターなど）での地域の特性に応じた文化芸術事業の実施
- 市民が創作・練習し、発表する場の提供や発表に伴う相談・助言などのサポートの実施
- 文化芸術の交流促進に関する支援
- 文化芸術振興に係る基金制度の活用

改訂版（素案）における主な取り組み【新】

- 文化芸術活動の拠点施設（総合文化芸術センター）での優れた文化芸術事業の実施【**変更**】
- 地域の文化芸術活動を支える施設（生涯学習市民センターなど）での地域の特性に応じた文化芸術事業の実施
- 市民が創作・練習し、発表する場の提供や発表に伴う相談・助言などのサポートの実施
- 文化芸術の交流促進に関する支援
- 文化芸術振興に係る基金制度の活用
- 総合文化芸術センターでのデジタル技術を活用した文化芸術事業の実施【追加】**

2 子どもや若い世代の文化芸術活動の機会の充実

- 子どもや若い世代を対象にした鑑賞事業や体験・参加型ワークショップ事業の実施
- 未就学児が参加できる文化芸術事業の実施・支援
- 文化芸術公演等における子どもや若い世代に対する料金等の優遇措置
- 子どもや若い世代が創作・活動し、その成果を発表する機会の創出
- 子どもや若い世代を対象とした文化芸術事業を実施する団体等への支援

- 子どもや若い世代を対象にした鑑賞事業や体験・参加型ワークショップ事業の実施
- 未就学児が参加できる文化芸術事業の実施・支援
- 文化芸術公演等における子どもや若い世代に対する料金等の優遇措置
- 子どもや若い世代が創作・活動し、その成果を発表する機会の創出
- 子どもや若い世代を対象とした文化芸術事業を実施する団体等への支援

3 学校教育における文化芸術活動の機会の充実

- 文化芸術活動の拠点施設（現市民会館・（仮称）総合文化芸術センター）での芸術鑑賞会の開催
- 学校へのアウトリーチ公演による鑑賞事業や体験学習の実施
- 授業等において自ら創作・活動した成果を発表する機会の創出
- 芸術家等と学校等との連携による芸術鑑賞会や体験学習の実施に対する連携支援

4 障害者等が活発に文化芸術活動を行うことができる環境の整備

- 障害者や高齢者、子育て中の保護者などが参加しやすい鑑賞事業や体験・参加型ワークショップ事業の実施
- 福祉施設や病院等へのアウトリーチ事業の実施
- 障害者や高齢者、子育て中の保護者などが自ら創作・活動した成果を発表する機会の創出
- 文化施設の状況に応じたバリアフリー化の検討の推進
- （仮称）総合文化芸術センターにおいて小さな子ども連れの方や障害者が気軽に鑑賞できる諸室や設備の設置

5 国内及び国外の文化芸術活動を行うものとの連携及び交流

- 他都市の文化施設との連携による共同制作・巡回公演等の実施
- 海外の優れた芸術家を招聘した文化芸術事業の実施
- 市民文化芸術祭の開催などによる文化芸術団体相互の交流の促進
- 国内外の友好都市との音楽や絵画などの文化芸術を通じた相互交流の実施

○総合文化芸術センターでの芸術鑑賞会の開催【変更】

- 学校へのアウトリーチ公演による鑑賞事業や体験学習の実施
- 授業等において自ら創作・活動した成果を発表する機会の創出
- 芸術家等と学校等との連携による芸術鑑賞会や体験学習の実施に対する連携支援

○障害・年齢・家庭の状況などの理由により一定の配慮が必要な方が参加しやすい鑑賞事業や体験・参加型ワークショップ事業の実施【変更】

- 福祉施設や病院等へのアウトリーチ事業の実施
- 障害・年齢・家庭の状況などの理由により一定の配慮が必要な方が自ら創作・活動した成果を発表する機会の創出【変更】
- 文化施設の状況に応じたバリアフリー化の検討の推進
- 総合文化芸術センターにおいて小さな子ども連れの方や障害者が気軽に鑑賞できる諸室や設備の設置【変更】

○他都市の文化施設との連携による共同制作・巡回公演等の実施

- 海外の優れた芸術家を招聘した文化芸術事業の実施
- 市民文化芸術祭の開催などによる文化芸術団体相互の交流の促進
- 国内外の友好都市をはじめとする他都市との音楽や絵画などの文化芸術を通じた相互交流を実施し、市民の国際文化理解や観光を推進【変更】

施策の柱Ⅱ 文化芸術を育み、発信するまち

基本的な施策

1 文化芸術に対する市民の関心及び理解を深めるための普及啓発

現行計画における主な取り組み【旧】

- 文化芸術活動の拠点施設（現市民会館・（仮称）総合文化芸術センター）で気軽に参加できる多彩なジャンルの文化芸術事業の実施
- 地域の文化芸術活動を支える施設（生涯学習市民センターなど）で気軽に参加できる文化芸術事業の実施
- 市民ニーズに応じた参加しやすい時間設定や料金設定
- 公共施設のロビーなどにおけるコンサート等の実施
- 解説付きの美術鑑賞や音楽鑑賞等の実施
- 初心者向けの文化芸術に関する講座等の実施
- 芸術家による体験・参加型ワークショップの実施

改訂版（素案）における主な取り組み【新】

- 総合文化芸術センターで気軽に参加できる多彩なジャンルの文化芸術事業の実施【変更】
- 地域の文化芸術活動を支える施設（生涯学習市民センターなど）で気軽に参加できる文化芸術事業の実施
- 市民ニーズに応じた参加しやすい時間設定や料金設定
- 公共施設のロビーなどにおけるコンサート等の実施
- 解説付きの美術鑑賞や音楽鑑賞等の実施
- 初心者向けの文化芸術に関する講座等の実施
- 芸術家による体験・参加型ワークショップの実施

2 特色ある文化芸術の創造に対する支援

- 本市の歴史や風土、伝承文化などの地域資源を題材にした文化芸術事業の推進
- 本市の特色である活発な文化芸術活動をさらに発展させるための取り組みに対する支援
- 本市の新たな魅力となる文化芸術の創造に対する支援
- オルタナティブスペース（施設本来の目的ではなく、文化芸術のために使用するスペース）を活用した創造に対する支援

- 本市の歴史や風土、伝承文化などの観光にも資する地域資源を題材にした文化芸術事業の推進【変更】
- 本市の特色である活発な文化芸術活動をさらに発展させるための取り組みに対する支援
- 本市の新たな魅力となる文化芸術の創造に対する支援
- オルタナティブスペース（施設本来の目的ではなく、文化芸術のために使用するスペース）を活用した創造に対する支援

3 文化芸術の振興に関し功績があったものに対する顕彰

- 市民文化賞による顕彰の推進
- 功労賞や奨励賞などの新たな顕彰制度の創設
- 受賞者に発表する機会を提供するなど、成果の披露等を通じた市民への還元

- 市民文化賞による顕彰の推進
- 功労賞や奨励賞などの新たな顕彰制度の創設
- 受賞者に発表する機会を提供するなど、成果の披露等を通じた市民への還元

4 事業者、大学及び団体等が行う文化芸術に関する地域貢献活動の促進

- 事業者や大学、団体等による文化芸術活動支援への働きかけ
- 事業者や大学、団体等による文化芸術活動支援に関する情報提供
- 市と事業者、大学、団体等と連携した文化芸術事業の実施
- 大学など教育研究機関等と連携したアートマネジメント等の人材の育成
- 市と市内の大学が連携した文化芸術事業の実施

- 事業者や大学、団体等による文化芸術活動支援への働きかけ
- 事業者や大学、団体等による文化芸術活動支援に関する情報提供
- 市と事業者、大学、団体等と連携した文化芸術事業の実施
- 民間の専門人材等と連携したアートマネジメント等の人材の育成【変更】
- 市と市内の大学が連携した文化芸術事業の実施

施策の柱Ⅲ 文化芸術が継承される基盤の整った魅力あるまち

基本的な施策

1 文化芸術活動の拠点施設の整備及び活用【変更】

現行計画における主な取り組み【旧】

- （仮称）総合文化芸術センターを整備し、拠点施設を活用した魅力的な事業の推進
- 拠点施設である（仮称）総合文化芸術センターと地域の文化芸術活動を支える施設（生涯学習市民センターなど）との連携による効果的な事業の実施
- 文化芸術事業を支える市民ボランティア登録制度の創設
- 幅広い市民ニーズに対応した施設運営
- 美術施策の推進に関する基本的な考え方の策定

改訂版（素案）における主な取り組み【新】

- 総合文化芸術センターを活用した魅力的な事業の推進【変更】
- 総合文化芸術センターと地域の文化芸術活動を支える施設（生涯学習市民センターなど）との連携による効果的な事業の実施【変更】
- 文化芸術事業を支える市民ボランティア登録制度の創設【削除】
- 幅広い市民ニーズに対応した施設運営
- 美術施策の推進に関する基本的な考え方の策定【削除】
- 枚方市駅周辺地域のまちづくりの活性化に繋がる周辺施設等との連携事業の実施【追加】

2 文化芸術活動の
拠点施設における専
門的能力を有する者
の確保及び育成

- **(仮称)** 総合文化芸術センターの運営や事業を支える専門性を有する人材の配置
- 将来の施設運営を担う専門性を有する人材の育成とそのノウハウの蓄積
- 他都市の文化施設と連携した相互研修や派遣型研修の実施

3 地域における文
化芸術の振興を支え
る人材の育成

- 市民を対象とした人材育成支援講座や体験・参加型ワークショップの開催
- 文化芸術事業を**支える市民ボランティア**の育成
- 人材育成と連動した活躍の場の創出
- 市内在住や枚方市ゆかりの芸術家の活動調査研究による情報の蓄積と活用
- 市内在住芸術家の公演や展覧会の開催など発表の機会の提供
- 若手芸術家の施設使用時における優遇措置の検討

4 文化芸術に関す
る情報の収集、蓄積
及び発信

- 本市ゆかりの美術作品や関連資料の研究・保存・公開
- 各種情報（コンサートや展覧会の開催情報など文化芸術活動に役立つ情報等）や作品・関連資料のアーカイブ化と活用
- 市民や文化芸術団体等からの情報収集や情報交換による共有化
- 文化芸術に関するポータルサイト（様々な情報入手できる入口となるウェブサイト）の整備・発信
- 広報ひらかた、チラシ、ポスターなど紙媒体の活用
- ホームページ、ツイッター、フェイスブックなど多様な情報発信ツールの活用

- 総合文化芸術センターの運営や事業を支える専門性を有する人材の配置 **【変更】**
- 将来の施設運営を担う専門性を有する人材の育成とそのノウハウの蓄積
- 他都市の文化施設と連携した相互研修や派遣型研修の実施

- 市民を対象とした人材育成支援講座や体験・参加型ワークショップの開催
- 文化芸術事業を**支援する市民等**の育成 **【変更】**
- 人材育成と連動した活躍の場の創出
- 市内在住や枚方市ゆかりの芸術家の活動調査研究による情報の蓄積と活用
- 市内在住芸術家の公演や展覧会の開催など発表の機会の提供
- 若手芸術家の施設使用時における優遇措置の検討

- 本市ゆかりの美術作品や関連資料の研究・保存・公開
- 各種情報（コンサートや展覧会の開催情報など文化芸術活動に役立つ情報等）や作品・関連資料のアーカイブ化と活用
- 市民や文化芸術団体等からの情報収集や情報交換による共有化
- 文化芸術に関するポータルサイト（様々な情報入手できる入口となるウェブサイト）の整備・発信
- 広報ひらかた、チラシ、ポスターなど紙媒体の活用
- ホームページ、ツイッター、フェイスブックなど多様な情報発信ツールの活用
- **デジタル技術の進展に応じた多様な情報発信手段の活用【追加】**